

豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成

新ビジョン体系	7-3 (1)	担当部局	交通基盤部 景観まちづくり課 スポーツ・文化観光部 観光政策課
---------	---------	------	------------------------------------

❖ 目 標

広域景観の保全・形成を図るとともに、市町の景観行政団体への移行、景観形成計画の策定を促進します。

❖ 施策に関する指標

成果指標	基準値	現状値	目標値	区分
良好な景観形成に向けて重点的に取り組んでいる市町数	(2016年度) 13市町	(2019年度) 14市町	18市町	C

活動指標	基準値	現状値	目標値	区分
伊豆半島の幹線道路沿いの違反野立て看板是正率（件数）	(2016年度) 0% (0件)	(2019年度) 85% (1,886件)	100% (2,200件)	
景観法に基づく景観行政団体移行市町数	(2016年度) 25市町	(2019年度) 30市町	全市町	

❖ 施策推進の視点・主な取組

👉 視点1 「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進

「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進

複数市町にまたがる眺望景観や沿道景観等の形成を図るため、県及び市町等とともに推進体制を構築し、広域景観形成を図ります。また、屋外広告物の適正な規制・誘導を行い、県内市町等と連携して美しい景観づくりを進めます。

👉 視点2 地域の魅力を高める景観の保全と創造

地域の魅力を高める景観の保全と創造

地域の景観形成を担う市町との連携、多様な地域の特性に応じた景観形成を推進し、本県の景観の底上げを図ります。

1 現状・課題と県の施策

【現状・課題1】

- 景観法は、景観の整備・保全を促進する目的で平成16年に規定されました。基本理念に「良好な景観は、国民共通の資産」と位置づけ、その整備・保全に向け、地方自治体をはじめ、各関係者にそれぞれの責務を課しています。
- このうち、市町は、基礎的自治体として景観形成の中心的な役割を担い、県は、各市町の取組等に対してけん引・調整・支援を行っています。
- 特に、富士山や伊豆半島など、本県を代表する「広域景観」の保全・形成を図るため、県では、関係市町と調整を図りながら、各景観施策・事業を進めています。
- 本県の景観形成を推進するため、今後、県民・事業者等の参画を図っていく必要があります。



視点1 「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進

県では、複数の市町にまたがる広域景観の形成に向け、関係市町との連携体制の構築や、広域景観形成行動計画を策定するなど、けん引・調整役となって取組を進めています。

主な取組→ 広域景観形成行動計画の策定、官民連携の修景モデル事業、屋外広告物の取組

1 景観形成の意義

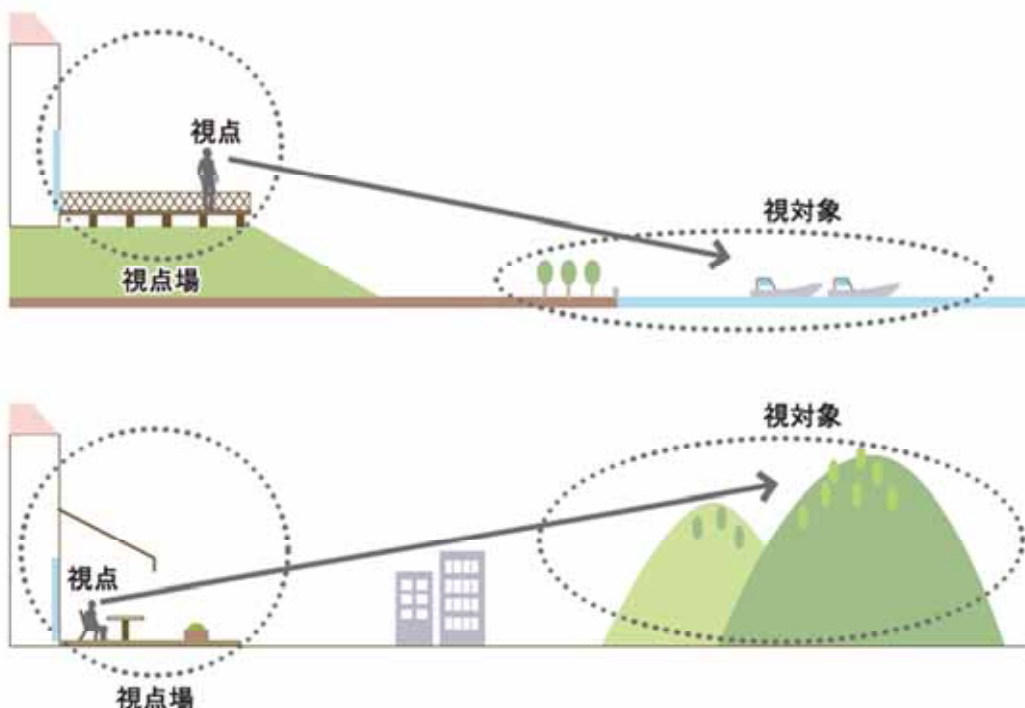
県は、以下の3点から景観形成を意義づけています。

潤いのある豊かな暮らしの創造	心の豊かさを感じられる暮らしは、ゆとりやうるおい、安らぎのある日頃の景色の中で生まれ、地域の快適性や安全性の向上につながります。
県土・郷土に対する誇りや愛着の醸成	地域に対する誇りや愛着は、「地域らしさ」を創造し、そのような「地域らしさ」は、人々を引き寄せることにつながります。
世界の憧れを呼ぶ静岡の実現	広く国内外の方に本県の美しさや豊かさ、歴史を知ってもらうことは、観光客や交流客の増加へつながります。

2 景観の基本的事項

景観とは	風景、景色、自然等の眺め、また、その美しさと定義され、自然物や人工物等の物理的な眺め（景）と、それを見た人間が感じる心的現象（観）によって成立します。
視点・視点場	視点は景観を眺める人間の位置、視点場は眺める人間が位置する場所を指します。景観を良いものとするためには、視点場やその周辺の整備も重要です。
視対象	見る対象のことです。
近景	視対象となる樹木等の特徴や質感まで認識できる程度の景観です。
中景	視対象の詳細までは見分けられませんが、構成要素の外観（例えばまちなみなど）を理解できる景観です。
遠景	山の稜線や建築物の規模・形態のシルエットなどによって認識される景観です。

視点場と視対象の関係



近景・中景・遠景のイメージ

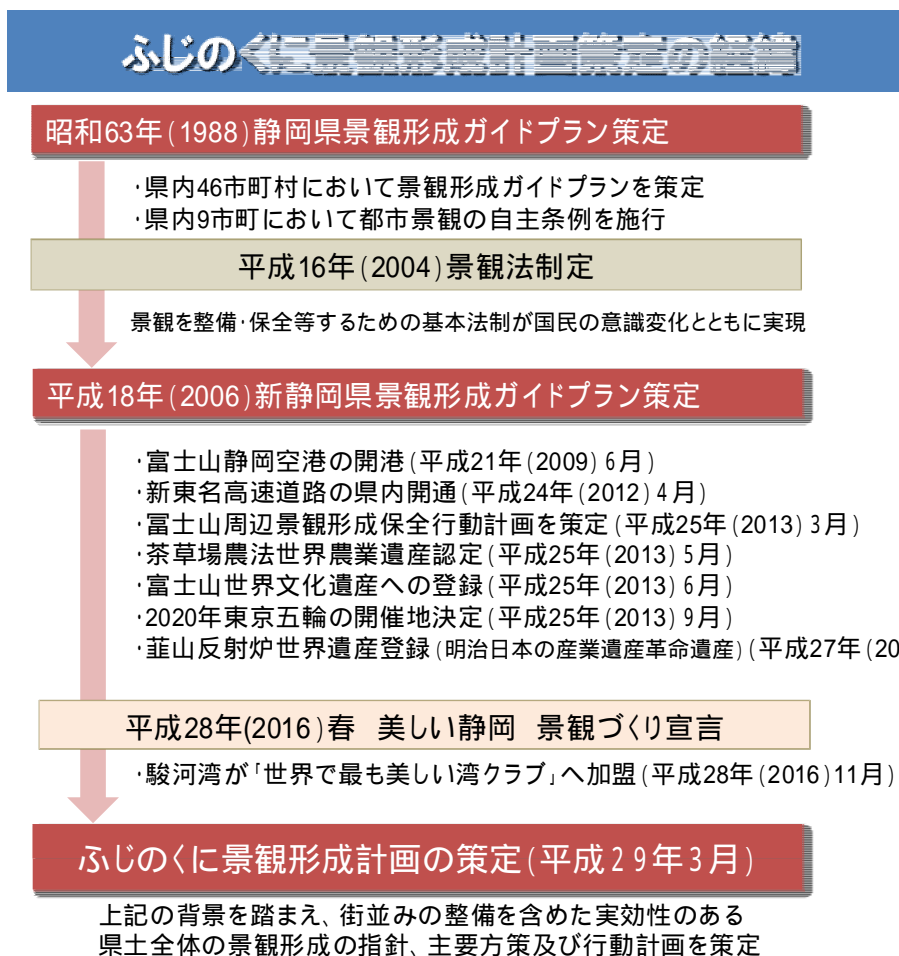


景観をよいものとするためには、視対象の質を高めるだけでなく、視点場の配置や施設の置き方、視点場の周辺の樹木や建築物等の制限も重要となります。

3 ふじのくに景観形成計画の策定 (P17 参考資料)

本県の美しい景観を更に磨き上げていくため、景観形成の方針、方策等を示した「ふじのくに景観形成計画」を平成29年3月に策定しました。

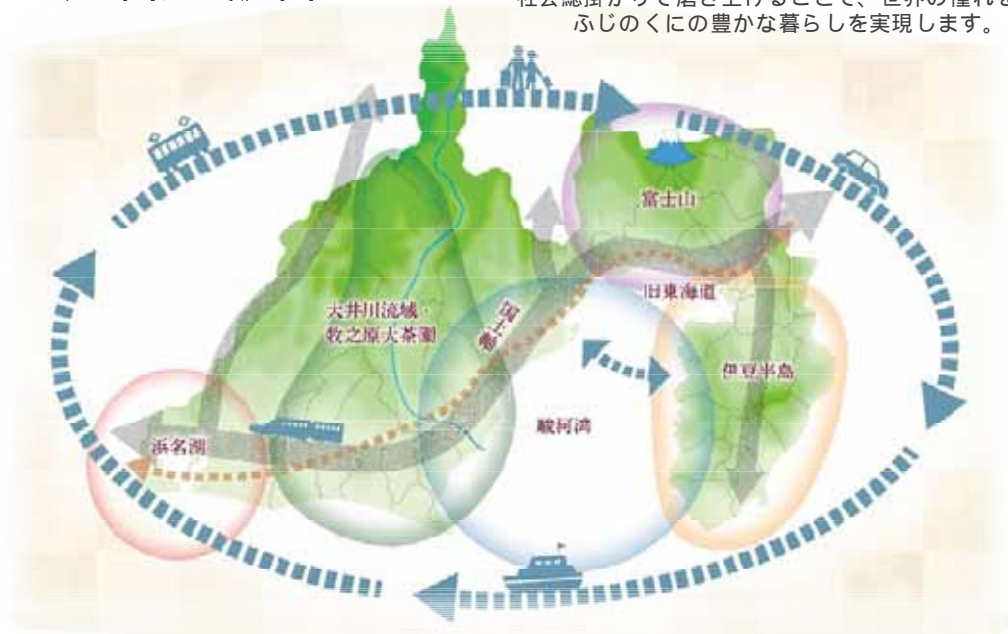
本計画において、富士山をはじめとした7つの「広域景観」を掲げ、県土全体を日本の伝統的な庭園様式のひとつ、回遊式庭園に見立て、「ふじのくに回遊式庭園」を目指す姿として、見て回って楽しめる景観づくりを推進しています。



策定期間	2017年3月
計画期間	2017年度から2026年度までの10年間
景観形成の理念	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然と歴史への敬意 ・世界に誇る「ふじのくに」を引き継ぐ責務 ・郷土の景観は人々の心の表れ
景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじのくにの個性を磨き、魅力を創出する 緑豊かな自然景観と高品質な都市景観が調和した景観を育む。 ・歴史を継承し、新たなふじのくにの魅力を育む 郷土の景観を受け継ぎ、次世代に良好な景観を継承する。 ・持続性のある景観活動を展開する 人々の日常的な活動に根ざした景観形成に取り組む。等
広域景観の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・本県を代表する重要な景観で、地理的な広がりや連続性を持ち、複数の市町にまたがる広域的な景観を設定。 ・富士山、伊豆半島、大井川流域・牧之原大茶園、浜名湖、駿河湾、旧東海道、国土軸の7つ。

ふじのくに回遊式庭園

駿河湾をぐるりと取り囲む各地の美しい景観。社会総掛かりで磨き上げることで、世界の憧れを呼ぶふじのくにの豊かな暮らしを実現します。



7つの広域景観

地理的な広がりや連続性を持ち複数の市町にまたがる景観

富士山

伊豆半島

大井川流域・牧之原大茶園

駿河湾

浜名湖

旧東海道

国土軸

4 屋外広告物の取組 (P25 参考資料)

(1) 適正な規制・誘導

屋外広告物は景観に与える影響が大きいことから、良好な景観形成・公衆に対する危害の防止のため、大きさや色彩等設置に関して一定の制限を設けた上で、市町と連携して設置許可や違反広告物に対する是正指導を行っています。

7-3 美しい景観の創造と自然との共生

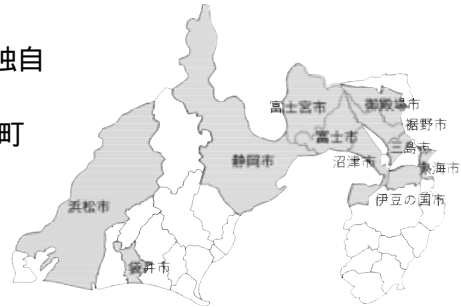
取組の実施主体と対象地域

取組内容	県	市
・屋外広告物の設置許可	町域	市域
・違反広告物への是正指導		

(2) 独自条例の制定

地域特性に応じた規制・誘導を行うため、現在 11 市が独自の条例を制定しています。

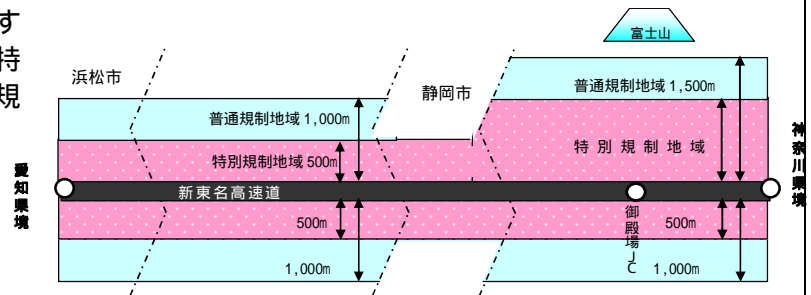
県では、各市の条例制定・運用を支援するとともに、市町と連携して屋外広告物の取組を進めています。



(3) 広域景観の保全に向けた規制

県土を横断し、複数の市町にまたがり広域的な景観を形成する新東名の沿道における良好な景観を保全するため、関係市と歩調をあわせ、特に富士山の景観を重視した内容の規制を行いました。

富士山側を重視した規制内容
特別規制地域を 1,000m、普通規制地域 1,500m に拡大



5 公共空間の高質化 (P27 参考資料)

公共事業は、安全性の確保や利便性・快適性の向上に加え、地域の魅力を引き出し、県土の景観形成において先導的な役割を果たすことが求められており、県では、公共事業における景観形成の留意事項等をまとめた「ふじのくに色彩・デザイン指針」を策定し、全庁で高質な公共空間の形成を進めています。

また、国、政令市等との連携協力のほか、専門家等によるアドバイザーの派遣制度を活用し市町への県指針の普及啓発を図っていきます。

[指針運用のポイント]

- 1 専門家による検討は、設計の初期段階で実施
- 2 景観形成上重要な地区や施設は、必ず専門家による検討を実施
- 3 専門家による助言は、コストや維持管理などのバランスを考慮



完成イメージをシミュレーションし、多方向からの視点で高架橋を確認



現場では、整備中の橋脚上に色彩パネルを設置し、実際の見え方をチェック

ふじのくに色彩・デザイン指針を適用した事例



周囲の景観に調和した防護柵の色彩・形状（色彩：ダークブラウン、形状：ガードパイプ）



明度を下げた緑色に塗替えて、適度な存在感を見せつつ、周囲の景観と調和したトラス橋

【現状・課題2】

- 政令市以外の市町が主体となって景観行政を進めるには、各市町が景観法に基づく「景観行政団体」に移行する必要があります。
- 「景観行政団体」となった市町は、区域を指定し、区域における景観計画を定めることができます。景観計画により重点地区を設定したり、建築物の規制誘導を図ることで、良好な景観形成の取組を進めます。
- 観光地域づくりを進める市町にあっては、観光に係る重点地区の設定や観光施設の整備等を、景観計画に基づく取組と整合させる必要があります。
- 県でも、景観施策と観光施策を連動させて、各市町の主体的な景観形成の取組を支援し、周囲の景観と調和した魅力的な観光地域づくりを図っていく必要があります。
- 県は、観光地域づくりにおける市町の計画策定や公共施設の高質化等において、市町の取組が適切に進むよう有識者等のアドバイザーの派遣を行う支援を行っています。

 **視点2 地域の魅力を高める景観の保全と創造**

県では、景観法に基づく市町の景観行政団体への移行や景観計画の策定等を支援し、県内市町の主体的な景観形成の取組を推進しています。また、景観部局と観光部局が連携し、多様な地域の特性に応じた、景観と調和した魅力的な観光地域づくりを進めています。

主な取組→ 景観形成推進アドバイザー派遣、観光地域における景観形成

1 市町の景観行政団体への移行、景観計画の策定状況（P30 参考資料）

景観行政の中心的な役割を担う基礎自治体である市町が、地域の特性に応じてきめ細かく効果的な景観施策を推進していくため、県では市町の景観行政団体への移行及び景観計画の策定等を支援しています。

市町への働き掛けや支援により、令和2年4月に県内35市町全てが景観行政団体に移行し、景観計画の策定等も着実に進んでいます。

今後も、県による景観形成推進アドバイザー派遣を実施し、市町への支援を継続していく必要があります。

県内市町の景観行政団体への移行及び景観計画の策定等の推移（令和2年7月時点）

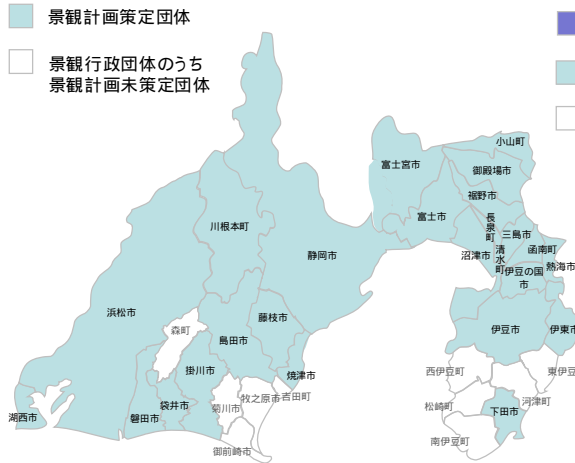
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
景観行政団体移行市町数【活動指標】	25市町	28市町	29市町	30市町	35市町【全市町移行】
景観計画策定市町数	17市町	20市町	22市町	24市町	25市町
重点地区指定市町数【成果指標】	13市町	14市町	14市町	14市町	15市町

「景観行政団体」...景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体であり、政令市以外の市町は県に代わって景観行政の事務を処理することができる

「景観計画」...景観行政団体が、良好な景観形成を目的として、計画区域や一定の行為に対する届出・勧告の形態意匠の基準等を定めたもの

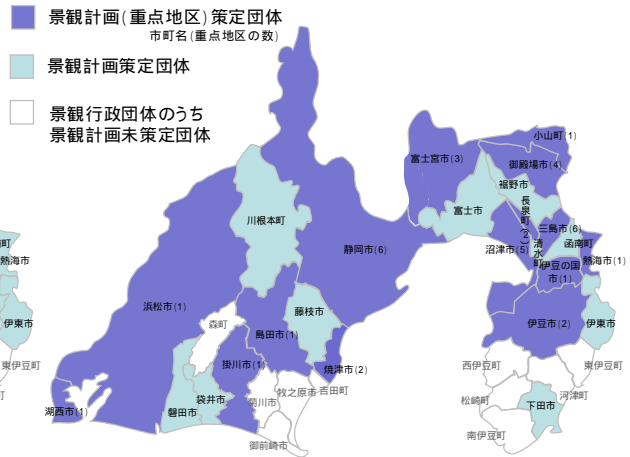
「重点地区」...景観計画区域において、特にきめ細かく基準等を定めた重点的に取り組む地区

景観計画策定市町
(令和2年7月時点)



25市町 / 35市町

景観計画(重点地区)策定市町
(令和2年7月時点)



15市町 / 35市町

建物の色彩や高さなど地区内の基準をつくり、特に景観形成を図っている重点地区の事例



神田地区（富士宮市）
・屋根、壁面、庇等の建物の主要な部分に、低彩度の自然素材色を基調としており、落ち着いた色彩で統一感のあるまちなみとなっています。



新居関所周辺（湖西市）
・建物の色彩は原色を避け、伝統的な形式にならった和風の垣・塀とすることで、歴史的まちなみを保全しています。



大通り（三島市）
・建物の色彩やデザインの統一感とともに、店の内外に水や緑、花を使った演出を心掛け、地域住民の景観の意識を高めることにもつながっています。

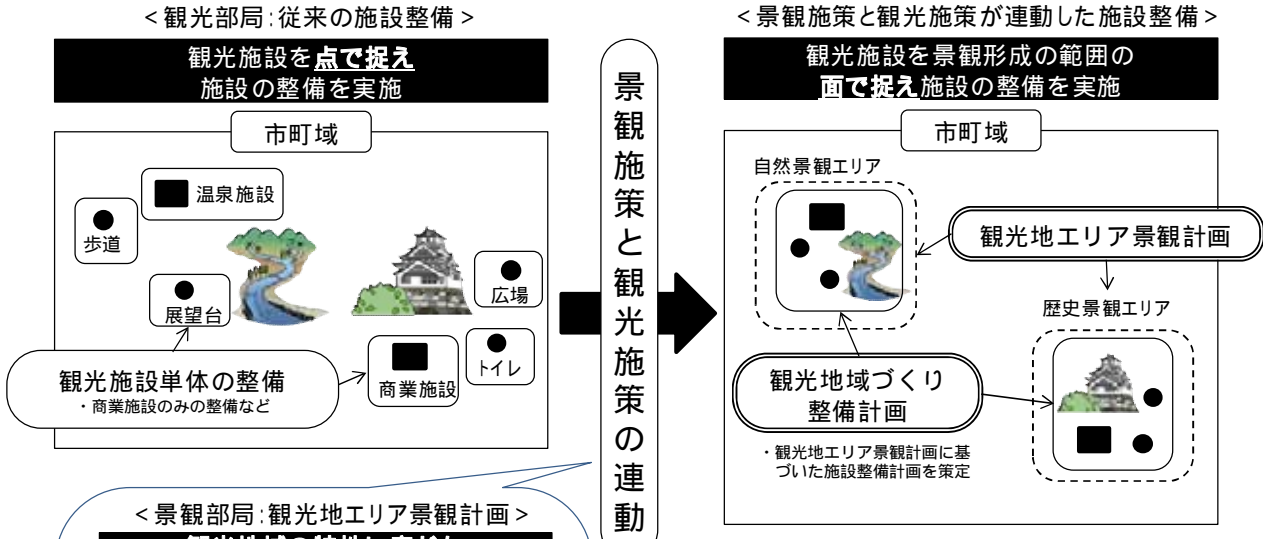


遠州横須賀街道沿道（掛川市）
・建物の屋根材は日本瓦等の素材や色彩を使用し、高さが10m以下となるように努めることで、昔ながらのまちなみを保全し、人々がにぎわっています。

2 周囲の景観と調和した観光地域づくり (P36 参考資料)

県では、従来の観光施設整備事業費の補助制度を見直し、景観施策と観光施策が連動した「観光地域づくり整備事業費補助金」を平成30年度から導入し、周囲の景観と調和した質の高い観光施設の整備を行う市町の取組を促進しています。

景観施策と観光施策の連動



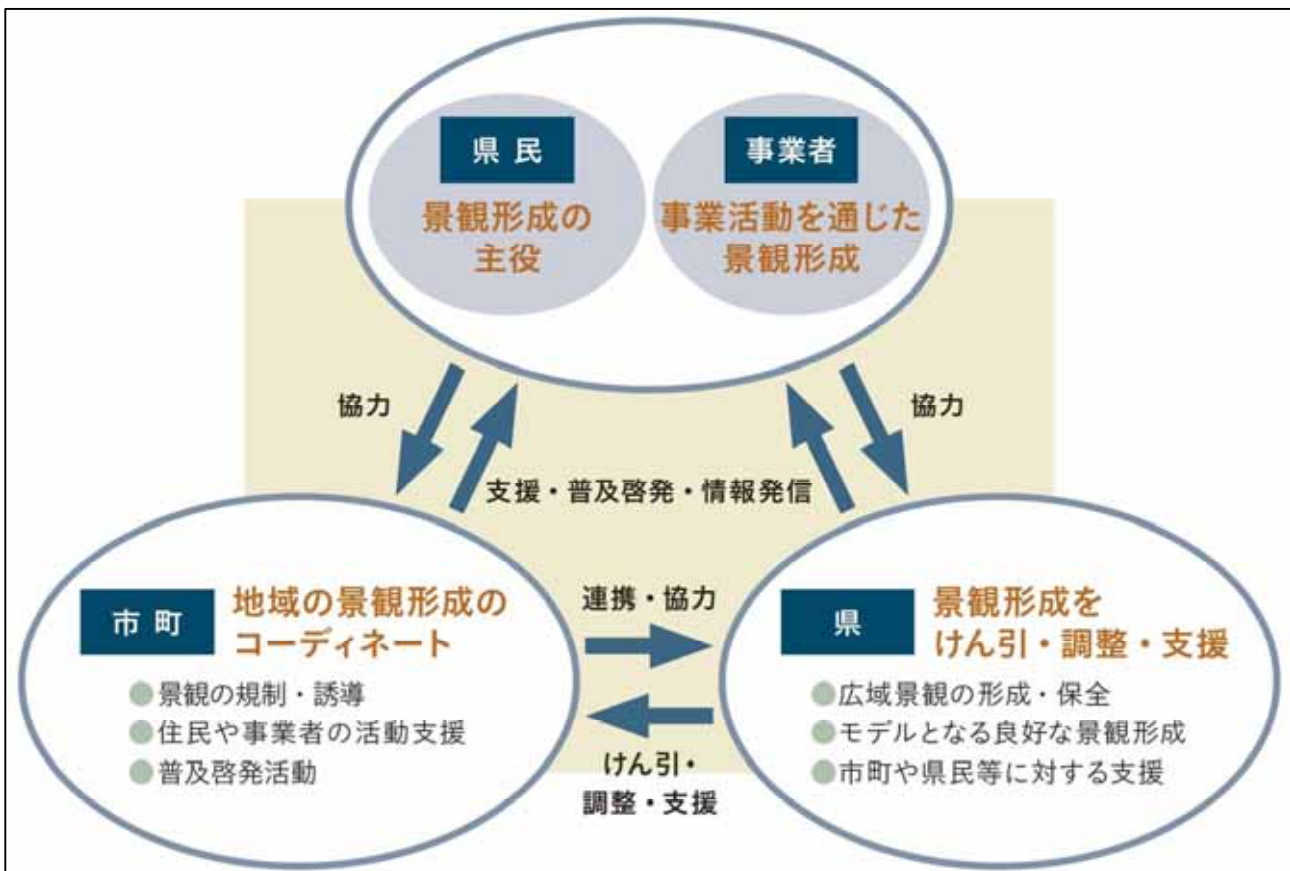
Point
 ・従来は、個々の施設整備単体のみに助成
 ・**観光地域の景観と調和のとれた施設の整備に対して助成**

- 観光地エリア景観計画の策定**
 市町は、観光客が多く訪れる観光地など重点的に景観形成を図るべきエリアにおいて、地域住民等の意見を踏まえた目指すべき景観像やそれに向けた具体的な景観施策を定めます。
- 観光地域づくり整備計画の策定**
 市町は、「観光地エリア景観計画」と整合する観光施設の整備方針を定めます。
- 景観に配慮された施設整備に対する助成**
 県は、「観光地域づくり整備計画」に位置付けられた施設整備に対して助成します。

観光施設整備の補助制度の見直しにより、景観の視点が取り入れられた観光施設の整備が進められており、今後も、周囲の景観と調和した施設整備となるように景観の磨き上げを進めていく必要があります。また、「with コロナ」、「after コロナ」を念頭に、新しい生活様式を踏まえた観光地域づくりのあり方が求められています。

2 施策に関する県と市町、民間等との役割分担

区分	役割・取組等
県民・地域活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観形成の「主役」 ・ 良好な景観形成に向けた活動に参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動における良好な景観形成の推進 ・ 良好な景観形成に向けた活動に参加
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域景観の保全・形成に向けた取組をけん引・調整 ・ 景観形成に取り組む市町に対する人的支援、技術的支援、人材育成研修等の実施 ・ 市町、県民に対する景観に係る普及啓発、情報発信 ・ 公共事業における景観形成の推進
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の景観形成に関する取組のコーディネート ・ 景観の規制・誘導 ・ 住民や事業者の景観への取組に対する活動支援 ・ 景観計画、観光地エリア景観計画等の策定 ・ 公共事業における景観形成の推進



3 主な取組

視点1 「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進

取組	広域景観形成の推進	担当課名	景観まちづくり課
目的 (何のために)	複数市町にまたがる眺望景観や沿道景観等の形成を図るため、県及び市町等とともに推進体制を構築し、広域景観形成を図ります。また、屋外広告物の適正な規制・誘導を行い、県内市町等と連携して美しい景観づくりを進めます。		
取組内容（手段、手法など）	取組1：各広域景観形成行動計画における取組（P19 参考資料）		
	<p>「ふじのくに景観形成計画」に基づき、富士山、伊豆半島、大井川流域・牧之原大茶園、浜名湖では、広域景観形成の指針となる景観形成行動計画を策定し、県と関係市町等で構成する景観協議会等において、良好な景観形成の推進を図っています。</p> <p>その他の広域景観においても連携体制を構築し、今後、行動計画の策定に向けて取り組んでいきます。</p>		
	広域	関係市町	取組内容・方針
	富士山 (H25.3 策定)	9 市町	<ul style="list-style-type: none"> 富士山の眺望を遮るものの整除 屋外広告物の取組 電線類の地中化、建築物の高さ・色彩等の規制 魅力的な富士山の眺望景観の創出 富士山を眺望できる視点場の整備・修景伐 色彩・デザインに配慮した道路橋梁等の整備
	伊豆半島 (H29.3 策定)	13 市町	<ul style="list-style-type: none"> 周遊して楽しめる魅力的な沿道景観づくり 屋外広告物の取組 防護柵の景観配慮、沿道の修景伐 愛着を持てる地域景観・観光地づくり 地域特性に応じた観光地エリア景観計画策定 景観と調和した観光地域づくり
	大井川流域・ 牧之原大茶園 (H31.3 策定)	9 市町	<ul style="list-style-type: none"> 静岡が世界に誇る茶園景観の保全及び活用 農業用施設、建物等の景観への配慮 良好な茶園景観を望むビュースポットの整備 交通拠点周辺及びアクセス等の沿道景観の保全 屋外広告物の取組 茶園及び大井川を眺望する沿道の修景伐
	浜名湖 (R2.3 策定)	2 市	<ul style="list-style-type: none"> 浜名湖を周遊するネットワークの保全・形成 浜名湖周遊自転車の維持管理 浜名湖眺望を楽しめる沿道景観づくり 屋外広告物の取組 景観配慮による観光地の魅力向上 サイクルツーリズムや観光協会等と連携した美化活動
	駿河湾	11 市町	<ul style="list-style-type: none"> 駿河湾の眺望の保全 美しく豊かな静岡の海を未来につなぐ会との連携体制を構築 海上から眺められる景観の保全・形成
	旧東海道	12 市町	<ul style="list-style-type: none"> 街道の保全・形成 旧東海道沿線市町との連携体制の構築 宿場町の歴史的景観の保全・形成
国土軸	28 市町	<ul style="list-style-type: none"> 車窓から眺められる景観の形成 各広域景観の屋外広告物WGでの連携 駅・インターチェンジ周辺の景観の形成 	

取組 2：地元住民の方と実施した修景モデル事業

近年、行動計画を策定した浜名湖及び大井川流域・牧之原大茶園では、地元住民との協働による修景モデル事業を実施し、官民連携による美しい景観づくりを推進しています。

実施日	場所	内容	参加者
R2. 2.12	湖西市鷺津	湖岸の景観に配慮した防護柵の塗替え	地元住民、湖西市、県
R2. 3.5	川根本町久野脇	茶園景観に配慮した農作業小屋の塗替え	地元住民、地域NPO、川根本町、島田市、菊川市、県



湖西市鷺津（防護柵の塗替え）



川根本町久野脇（農作業小屋の塗替え）



取組 3：屋外広告物の取組（P25 参考資料）

国内外から来訪される方々に、世界水準の美しい伊豆半島を感じていただけるよう、伊豆半島の幹線道路沿線で集中的な違反広告物対策を開始し、この取組を自転車競技ロードレース沿線、さらに、県内全市町の重点箇所へ拡大して、美しい景観づくりを進めています。各自治体が個々に取り組んできた違反広告物対策を、広域で連携して取り組み、広く県民等へ取組の成果を周知し、理解促進を図っています。

令和2年6月末時点

地域	取組開始時の違反件数	是正件数	是正率
伊豆半島の幹線道路沿線 (13市町)	2,232件	1,920件	86%
ロードレースコース沿線 (3市町)	144件	138件	96%
その他重点箇所 (19市町)	568件	230件	40%



伊豆の国市：国道136号交差点



裾野市：ロードレースコース沿線

視点 2 地域の魅力を高める景観の保全と創造

取組	地域の魅力を高める景観の保全と創造	担当課名	景観まちづくり課 観光政策課
目的 (何のために)	地域の景観形成を担う市町との連携、多様な地域の特性に応じた景観形成を推進し、本県の景観の底上げを図ります。		

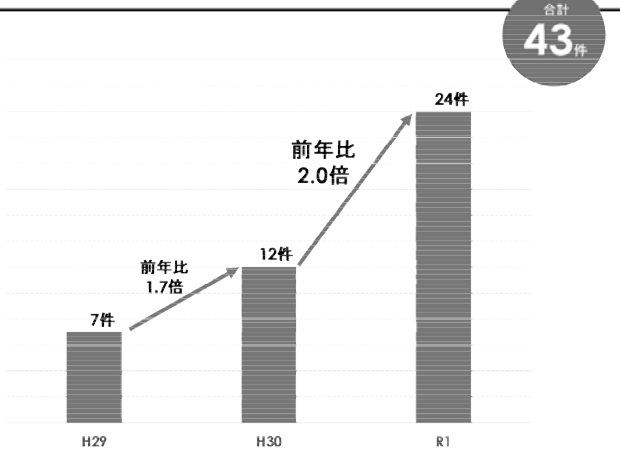
取組 1：景観形成推進アドバイザー派遣 (P42 参考資料)

県では、市町の申請に応じ、景観、土木、建築、都市計画、観光等の専門的知識を有し、市町とともに現場等で協議を行うアドバイザーを派遣して、多様な地域の特性に応じた景観形成を推進します。

この取組を始めた平成 29 年度から、年々活用実績は増加しており、これまでに 43 件の相談についてアドバイザーを派遣しました。

景観と調和した意匠を反映した公共事業の実施や観光地域づくりを意識した景観計画の策定などの効果を図るよう、今後も継続して実施していきます。

景観形成推進アドバイザー派遣の年度別実績



現地調査の様子
(伊豆の国市葛城山)

景観の視点が取り入れられている事例 (アドバイザーを活用)



散策路における街路灯の整備 (伊東市)
・アドバイザーの助言を受けて、風情ある松川遊歩道の雰囲気にも馴染む街灯の配色となった。



観光地エリア景観計画の策定 (下田市)
・外国人観光交流客数が多い吉佐美海岸エリアにおいて、外国人アドバイザーの助言を受けて、計画を策定した。

取組内容 (手段、手法など)

取組2：観光地域における景観形成

(P39 参考資料)

令和元年度は、市町の観光施設整備費に対し、12市町、4億560万円を助成し、観光地域における景観形成を図っています。

観光地域の特性を活かし、周囲の景観と調和した色彩・デザインに創意工夫を凝らすことで、本来の自然景観や暮らしの景観を引き立たせている施設整備を進めています。

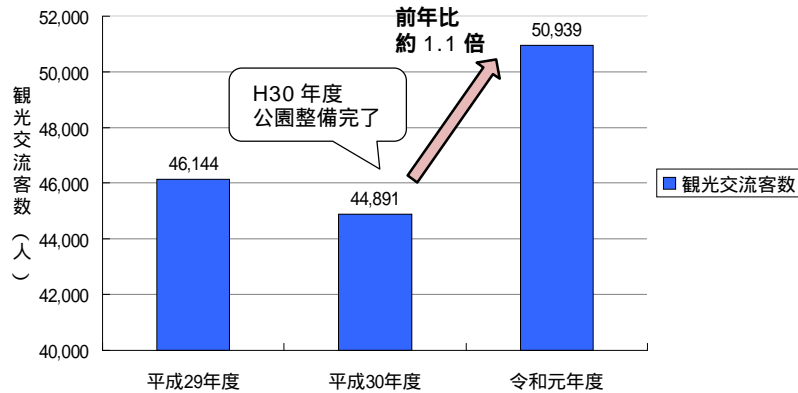
美しい景観は、その地域に暮らす人々が県土や郷土に対して感じる誇りや愛着につながり、来訪者にとってもひきつけられる要因となるため、今後も新しい生活様式を踏まえて、地域の魅力を高めた景観形成を進めていきます。

歴史・文化・自然を活かした情緒あふれる温泉場（伊豆市：独鈷の湯公園整備事業）

観光客の憩いの場所として、桂川や街並みをゆっくり眺められるような足湯、ウッドデッキ、ベンチなどの施設や、周辺歴史的、文化的な景観との調和を図った転落防止柵を整備した。（写真1、2）



修善寺温泉周辺の観光交流客数の推移



富士山眺望に配慮した商業施設（富士宮市：白糸ノ滝周辺地域整備事業）

白糸ノ滝及び世界遺産である「富士山」の眺望を阻害していた売店を集約化し、景観や安全性及び快適性に配慮した舗装を整備した。（写真1、2）



4 主要事業

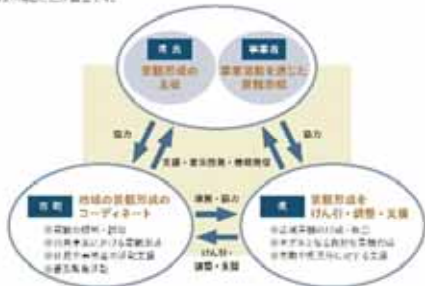
事業名	重点項目	2020 予算額(千円)
広域景観づくり推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 違反広告物の是正指導（会計年度職員4人ほか） ・ 景観シミュレーションの周知 	14,637
景観づくりマネジメント事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町等に対する景観形成推進アドバイザー派遣 ・ 景観セミナーの開催 	1,585
県単独街路整備事業費 （景観）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域景観における修景のための樹木伐採等 	4,000
都市整備推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観懇話会、各景観協議会等の開催 ・ 屋外広告物講習会、屋外広告物審議会の開催 	2,903
都市整備団体助成 （屋外広告協会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ （公社）静岡県屋外広告協会への助成 	1,140
都市計画情報活用事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットに都市計画情報を公開 	1,825
観光地域づくり整備事業費 補助金（観光地域づくり）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町の観光施設整備事業への助成 	406,300
	合計	432,390

視点1 「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進 関連資料

<ふじのくに景観形成計画の概要>

各主体の役割

景観は、気候風土と自然環境によって構成されていることから、国が事業費、国費がもつ役割を担いながら、県が推進が役割を担うことが望ましい。



取組の推進体制

景観形成の推進・事業を効果的に進め実施するため、市町村、事業実施の推進体制における関係機関の連携を図り、景観形成推進の推進体制による推進体制を整えます。



【ふじのくに景観形成計画】について

「ふじのくに景観形成計画」は、景観形成の推進・事業を効果的に進め実施するための推進体制を整えることにより、景観形成の推進体制による推進体制を整えます。

ふじのくに景観形成計画 概要版

発行：静岡県交通基盤部都市景観課まちづくり課
TEL:054-221-3490
http://www.pref.shizuoka.jp/tema/kuwa-530a/h28plan.html

自然、文化、観光が盛りなす
「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けて

平成29年3月
静岡県

ふじのくに回遊式庭園と7つの広域景観

自然環境を活かす広域景観の景観形成を、景観形成の推進・事業を効果的に進め実施することにより、景観形成の推進体制による推進体制を整えます。

国土軸

- 景観形成の推進・事業を効果的に進め実施することにより、景観形成の推進体制による推進体制を整えます。

富士山

- 富士山の景観形成を推進することにより、景観形成の推進体制による推進体制を整えます。

旧東海道

- 旧東海道の景観形成を推進することにより、景観形成の推進体制による推進体制を整えます。

伊豆半島

- 伊豆半島の景観形成を推進することにより、景観形成の推進体制による推進体制を整えます。

駿河湾

- 駿河湾の景観形成を推進することにより、景観形成の推進体制による推進体制を整えます。

大井川流域・牧之原大茶園

- 大井川流域・牧之原大茶園の景観形成を推進することにより、景観形成の推進体制による推進体制を整えます。

浜名湖

- 浜名湖の景観形成を推進することにより、景観形成の推進体制による推進体制を整えます。

伊豆半島

- 伊豆半島の景観形成を推進することにより、景観形成の推進体制による推進体制を整えます。

駿河湾

- 駿河湾の景観形成を推進することにより、景観形成の推進体制による推進体制を整えます。

目指す姿の実現に向けた主要方針

心のこもった近未来の街並みの実現に向け、先人が培ってきた歴史・文化・自然を継承し、時代を代表する建築が並び立つ街並・景観・事業を軸とした新たな景観の形成に向け、重点的に取り組めます。

歴史
文化
自然

景観形成をマネジメントする

広域景観

広域景観形成をさらに推進させる

- 農山村
- 伊豆半島
- 大井川流域
- 中央山脈
- 駿河川
- 富士山
- 伊豆半島
- 富士山麓

高質空間

国内外に誇れる高質な公共空間を形成する

- 公共空間の整備
- 都市生活の活性化
- 都市生活の活性化
- 都市生活の活性化

底上げ

静岡の景観を全ての地域から底上げする

- 100年物の建物の活用
- 内部空間の活用
- 外部空間の活用
- 景観形成の推進
- 景観形成の推進
- 景観形成の推進

機会活用

ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む

- 大規模な公共施設
- 民間施設
- 公共施設
- 民間施設

持続性

自立した持続性のある景観・事業者に導いた景観形成を進める

- 景観形成の推進
- 景観形成の推進
- 景観形成の推進
- 景観形成の推進

主要方針を支える10の仕組みづくり

広域景観 1 広域景観形成推進協議会・協議 2 広域景観形成推進協議会・協議	高質空間 3 公共空間デザインショップ 4 民間施設活用への取組の推進	底上げ 5 景観形成の推進 6 景観形成の推進
機会活用 7 大規模な公共施設 8 民間施設	持続性 9 大規模な公共施設 10 民間施設	マネジメント 11 景観形成の推進 12 景観形成の推進

理念

先人の 情を継ぎ、未来のこころを創る。心をこめて、心をこめて、心をこめて。

景観形成方針

景観は、空間的・時間的に広がりと連続性を持ち、それらを通じて全ての人の生活によって育まれていきます。景観の発展に際し、3つの基本原則に基づき景観形成に取り組めます。



ジャパニーズ・ドリームの実現に向けて

100 Years of Japanese Architecture

100 Years of Japanese Architecture

100 Years of Japanese Architecture

いま、なぜ美しい景観を求めるのか

景観形成は、単に景観の美しさを求めるのではなく、

「景観形成」を通じて、そのまちの魅力を高め、まちを活性化させることに貢献します。

美しい景観を創るための景観

このまちの魅力を高めるためには、まちづくりの中で、景観形成を推進することが必要です。

世界の注目を呼び景観の実現

このまちの魅力を高めるためには、まちづくりの中で、景観形成を推進することが必要です。

風土・郷土に対する誇りや愛着の醸成

このまちの魅力を高めるためには、まちづくりの中で、景観形成を推進することが必要です。

< 富士山周辺景観形成保全行動計画の概要 >

実現に向けた仕組みづくり

●組織・体制づくり

●各主体の役割

●計画のフォローアップ

概要版

富士山周辺景観形成保全行動計画

—富士山周辺を魅力ある地域にしていくために—

富士山周辺景観形成保全行動計画(平成25年3月)
 発行: 静岡県 文化遺産部景観課の計画書
 〒420-8601 静岡県静岡市東区道平町9-6
 TEL054-271-3495

静岡県

景観形成の目標 富士山を活かしたシーニックエリア(風景の優れた地域)の形成

①富士山の眺望の保全・活用

- 景観形成の指針
- 美しい眺望の保全
- 市町村などからの景観形成の推進
- 眺望を活かした良好な景観形成の形成

②富士山山体の森林景観などの保全

- 景観形成の指針
- 山頂、山麓部の自然景観の保全
- 人工物や建物の景観の保全

③富士山の歴史的景観の保全

- 景観形成の指針
- 富士山の歴史的景観の保全

④富士山の景観への意識の醸成

- 景観形成の指針
- 富士山の美しい心の内
- 伝統による景観保全活動の推進

実現に向けた広域的・横断的な取組「富士山周辺景観形成保全行動計画」

共通施策

- 景観**
 - 富士山眺望を減る物件の取除
 - 景観形成指針の策定
 - 景観形成指針に基づく景観形成の推進
 - 景観形成指針に基づく景観形成の推進
- 保全**
 - 自然環境の適正な維持管理
 - 歴史的な景観資源の保全
 - 土地利用の適正な規制
- 創出**
 - 新たな景観形成の創出
 - 景観形成指針に基づく景観形成の推進
 - 景観形成指針に基づく景観形成の推進

重点箇所の施策

重点箇所とは?

- 野原田、高遠原田C
- GA-PA、道の駅
- 世界文化遺産候補

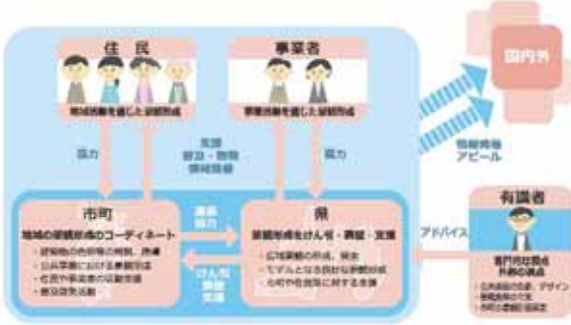
重点箇所 42箇所

現状と課題 + 工程表(実施) + 実施主体 + 取組時期(短期・中期・長期)

短期(平成25年度) | 中期(平成26年度) | 長期(平成27年度)

< 伊豆半島景観形成行動計画の概要 >

景観形成における各主体の役割
 美しい景観形成を進めるためには、住民、事業者、市、町などが、それぞれの役割を担いながら、景観に対して高い関心と共感の意識を持ち、協力して取り組むことが重要です。



推進体制

- 1 計画の進捗管理
協議会が景観形成の推進体制となり、行動計画の進捗状況を管理します。
- 2 進捗評価とマネジメント
外部有識者会議が行動計画の進捗評価を行います。有識者会議の評価を受け、意見を反映した事業を遂行します。
- 3 事業遂行力の強化
市は市の景観行政推進への移行支援や、市町職員の人材育成を進めます。また、市町が公共施設の整備を行う際、景観の専門アドバイザーを派遣する制度を設け、地域の魅力を強化します。



伊豆半島景観形成行動計画

発行：静岡県交通振興部都市環境課まちづくり課
 〒420-8501 静岡県静岡市清水区清水町6号
 TEL: 054-221-0490

伊豆半島景観形成行動計画 概要版



平成 29 年 3 月
 伊豆半島景観協議会

世界から賞賛され続ける美しい半島

「伊豆半島は美しい半島」... 伊豆半島は、美しい半島として、世界中から賞賛され続けています。

魅力的な沿道景観

- ・ 魅力ある沿道に景観を演出する取り組み
- ・ 美しい伊豆半島の景観を語り直し、両者の魅力をより向上させるために、沿道景観づくりに取り組めます。
- ・ 離れご当地村舎～春の心とつとめが交わる～
景観の魅力を演出する取り組み
- ・ 沿道樹、桜木、花壇・花柱の緑化・整備
沿道景観の向上により景観を演出



美しい眺望景観

伊豆半島ならではの美しい眺望を「ブランド景観」としてPRするよう、景観景観づくりに取り組めます。

- ・ 美しい眺望景観の認定制度創設
- ・ ブランド景観として認定景観を観光 PR に活用
観光の魅力を演出する取り組み



伊豆半島 伊豆半島の景観づくりの始まりです

景観形成が重要な課題として、政府への働きかけや、民間企業との連携など、様々な取り組みがなされています。伊豆半島で景観形成を進めようとしています。

個性豊かな 愛着を持てる地域景観

- ・ 伊豆半島の個性豊かな地域景観を保護していき、伊豆半島全体としての美しさに近づけていきます。
- ・ 観光地エリア景観計画の策定
景観形成計画（景観形成計画）に合わせた景観形成を進めます。
- ・ 観光地帯との連携により事業実施

伊豆半島を誇れる自然景観づくり

自然を守り育てる取り組みの推進や、景観形成の推進など、様々な取り組みがなされています。

歴史・文化を感じられるまちなみ景観づくり

歴史・文化を感じられるまちなみ景観の形成や、景観形成の推進など、様々な取り組みがなされています。

大地の恵みと人の営みを感じられる産業景観づくり

大地の恵みと人の営みを感じられる産業景観の形成や、景観形成の推進など、様々な取り組みがなされています。

伊豆半島の玄関口となる景観づくり

伊豆半島の玄関口となる景観の形成や、景観形成の推進など、様々な取り組みがなされています。

< 浜名湖景観形成行動計画の概要 >

美観に向けた仕組みづくり

組織・体制づくり

関係に資じた協力の構築

推進会議

市 浜松市、湖西市
(景観推進部)

県 本庁景観推進部等
土木事務所

景観審議

制度

調査・整備

情報共有

協働連携

有識者

湖岸の利用者

**地域活動団体
各種事業者**

※協議により、関係機関がアドバイザーとして参加

●景観施策の実施 ●行動計画の進捗管理

各主体の役割

主体	役割	主体	役割
市	<ul style="list-style-type: none"> 市域内の景観形成に関する調整のコーディネート 関係機関との連携、連携計画の進行・進捗管理 湖岸の手続きへの関係機関の調査・指導 地域の活性化や各種事業への協賛に関する取組への協力調整 公共施設等の景観への配慮 案内看板等の景観配慮 景観計画の策定 景観計画への推進 	湖岸の利用者	<ul style="list-style-type: none"> 湖岸利用(湖岸利用)の確保、保全活動
県	<ul style="list-style-type: none"> 湖岸の手続きへの関係機関の調査・指導 案内看板等の景観配慮 景観計画の策定 景観計画への推進 	地域活動団体	<ul style="list-style-type: none"> 湖岸利用(湖岸利用)の確保、保全活動 湖岸利用(湖岸利用)の確保、保全活動 湖岸利用(湖岸利用)の確保、保全活動
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 案内看板等の景観への配慮 湖岸利用(湖岸利用)の確保、保全活動 湖岸利用(湖岸利用)の確保、保全活動 湖岸利用(湖岸利用)の確保、保全活動 	各種事業者	<ul style="list-style-type: none"> 案内看板等の景観への配慮 湖岸利用(湖岸利用)の確保、保全活動 湖岸利用(湖岸利用)の確保、保全活動 湖岸利用(湖岸利用)の確保、保全活動





浜名湖景観形成 行動計画 概要版

令和2年3月
浜名湖広域景観推進会議

景観形成の基本理念 **世界を魅了し続ける多彩な“環浜名湖の景観づくり”**
 ~自然や歴史に重なる人の営みを美しく織り上げ一体感のある景観を目指して~

実現に向けた広域的・横断的な取組 「浜名湖景観形成行動計画」

目的

浜名湖の美しい自然景観を守り、より美しく創造することを目指す。浜名湖周辺の広域的な景観形成の方針を定るとともに、具体的な取組を整理して行動を起こしています。







景観形成方針

連続性のある沿道の景観づくり

- 次々と替り変わる浜名湖サイクリングロード沿いの景観を中心に、つながりのある美しい自然景観を保全、形成
- サイクリングロードを活かした景観を両側する機会を増大

湖岸と一体となった景観づくり

- 浜名湖岸の美しい水辺空間を保全、復元
- 浜名湖の自然や歴史に重なる人の営みなどの多岐で魅力的な湖岸景観を保全、形成

自然豊かな浜名湖の眺望景観づくり

- 緑豊かな山並みや遠く離れた眺望地に眺望の窓が映えるひろがりのある眺望景観を保全、形成

行動計画における各種取組

[ステップ1]
短期・中長期的取組

- 1 防犯等の景観への配慮
- 2 公共サインの整備・保全
- 3 案内看板等の景観配慮
- 4 移居のための指定や橋木伐採等
- 5 浜名湖や沼津の美化活動
- 6 浜名湖ツーリズム等との連携
- 7 歴史的建造物への保全支援
- 8 公共施設等の良好な景観形成
- 9 良好な景観形成に向けた活動支援
- 10 ビューポイントの発見

STEP UP

[ステップ2]
中長期的に掛けた取組

- 1 景観計画の見直し



< 歴史まちづくり法を活用したまちづくり >

1 概要

歴史的風致を維持・向上し、後世に継承するために、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(以下「歴史まちづくり法」という。)が平成 20 年 11 月に施行された。この法律に基づき、市町村は歴史的風致維持向上計画を策定し、国による認定を受けることにより、各種事業による支援や法律上の特例措置を受けることができる。

歴史的風致とは、歴史と伝統を反映した人々の営み、生活、活動と歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となっている環境を指す。

2 県内の状況

(1) 計画認定済

市町	認定日	重点地区	規模	計画期間
三島市	H28.10.3	JR 三島駅南側(三嶋大社周辺)	約 259ha	H28~R7 年度
掛川市	H30.1.23	JR 掛川駅北側(掛川城周辺) 横須賀市街(横須賀城跡周辺)	約 169ha 約 74ha	H29~R8 年度
伊豆の国市	H30.7.11	韮山反射炉・江川邸とその周辺	約 200ha	H30~R9 年度
下田市	H30.11.13	旧下田町市街、下田港沿岸	約 108ha	H30~R9 年度

3 その他の動き

(1) 中部歴史まちづくりサミットの開催

- ・中部地方整備局管内で歴史的風致維持向上計画の認定を受けた 14 都市の首長が参加し、歴史文化を活かした観光、防災の取組や課題について意見交換。(H24~)
- ・平成 30 年度は三島市で開催。(県内初開催)

(2) 全国の認定状況(歴史的風致維持向上計画)

- ・平成 21 年の金沢市等の認定以降、全国で合計 83 都市が認定された。
- ・都道府県別では、岐阜県・長野県・福島県が 5 件(最多)で、本県が 4 件となっている。

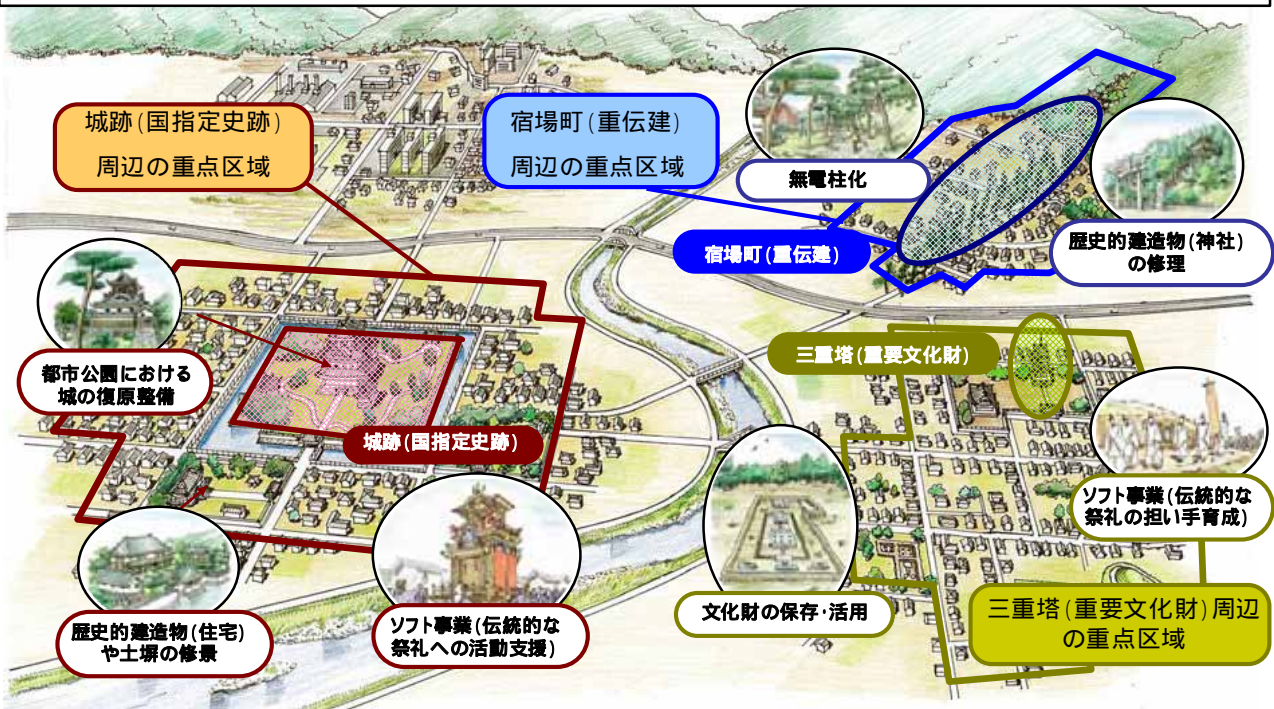
(3) 市町担当者会議の開催

地域の資源を活用した歴史まちづくりを更に推進するため、歴史まちづくり法及び関連制度への理解を深めることを目的に、令和元年 11 月 11 日に市町担当者会議を開催した(17 市町参加)。

県内では三島市、掛川市などで取組が先行しているが、浜名湖、旧東海道の各広域景観形成行動計画においては、歴史まちづくり計画と関連した位置づけをしており、今後も関係市町との情報共有を実施するなど取組を推進していく。

歴史まちづくり計画のイメージ

歴史・文化を活かしたまちづくりを進めるため、核となる国指定文化財とそれと一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地を重点区域に設定。
景観施策とも連携しながら、計画期間(概ね5～10年)中のハード・ソフト両面の取組を位置付け。



歴史的風致の設定事例

生業に関する歴史的風致

旧東海道を挟んで建つ2軒の老舗が伝統製法により製造する豆味噌の香りとともに、蔵造りのまちなみ景観が、風情を漂わせています。(愛知県岡崎市)



旧東海道の街並み



味噌蔵での石積み

人々の生活に関する歴史的風致

富士山の伏流水が市内河川へ湧き、その川の水を利用する人々の暮らしがカワバタでは営まれ、年中行事の開催や交流の場としても賑わいをみせています。(静岡県三島市)



川の中の散策路



灯籠流し

顕彰活動に関する歴史的風致

不朽の防災教材とも言われる「稲むらの火」には、浜口梧陵による津波からの村民救出劇が描かれています。梧陵が築いた堤防などを舞台として、梧陵の顕彰活動や防災の重要性が継承されています。(和歌山県広川町)



梧陵が築いた広村堤防



津浪祭で行われる避難訓練

人々の娯楽に関する歴史的風致

藩主徳川斉昭により造園され、桜の名所として名高い偕楽園では、明治中期より観梅の催しが始められ、梅祭りとして市を代表する伝統行事となっています(茨城県水戸市)



偕楽園の梅林



梅祭り

< 違反広告物の概要 >

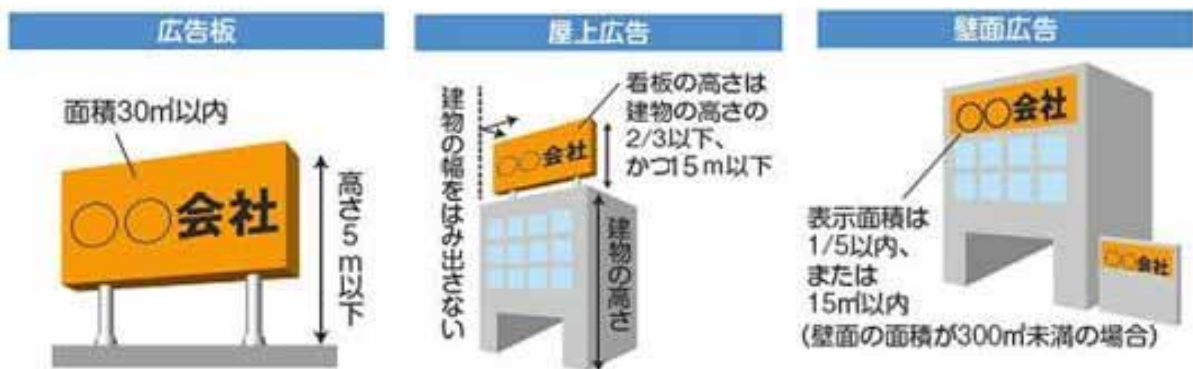
屋外広告物の設置にはルールがあり、屋外広告物条例による規制対象となります。

県では、市町と連携して設置者等に対して違反広告物の除却、改修等の指導を行い、違反広告物の是正に取り組んでいます。

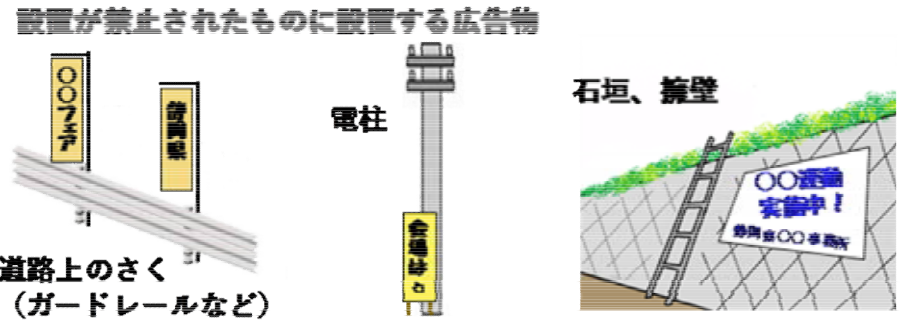
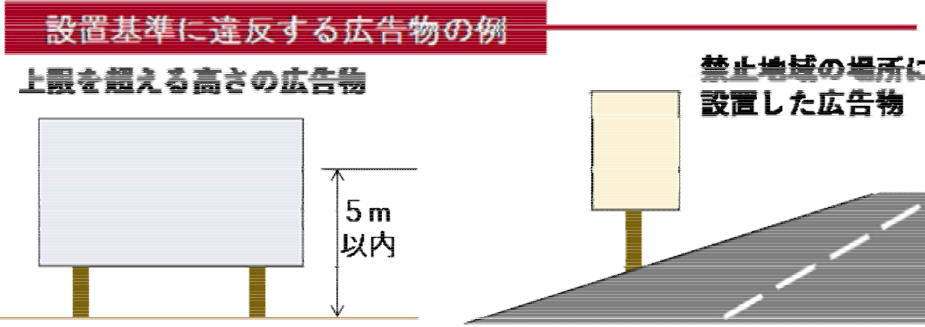
違反広告物の種類

- 1 規制地域内で、設置基準（大きさや色彩等）に違反する広告物
- 2 規制地域内で、設置許可を受けることなく設置した広告物
- 3 表示を禁止する物件に設置された広告物
- 4 設置そのものが禁止された広告物

設置基準の例（ 基準の内容は、規制地域の区分により異なります）



違反広告物の例（イメージ）





伊豆半島における魅力的な沿道景観づくり

伊豆半島では、国内外からの来訪者に美しい伊豆半島を楽しんで頂けるよう、魅力的な沿道景観づくりに取り組んでいます。今後も、社会総掛かりで本県が誇る美しい景観をさらに磨き上げていきます。

修景前



修景後



伊豆半島の幹線道路沿いでは、原則的に野立ての一般広告物を設置できませんが、基準に合った案内図板であれば、許可を受けて設置できます。

【野立て案内図板設置許可基準（一部）】

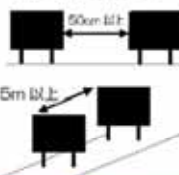
- ・事業所が主要な道路に接しておらず、案内のために設置するもの。
- ・案内図板から事業所まで10km以内。



- ・面積は片面3㎡以内
- ・高さは地上5m以下



- ・案内図板の相互間距離は左右方向に50m以上、前後方向に5m以上。



- ・案内表示の面積は、板面積の1/3以上
- ・写真・絵の面積は、板面積の1/3以下



案内図板の改修事例



※これらは設置基準の一部です。熱海市、沼津市、三島市、伊豆の国市については独自の基準があります。詳細については、お近くの土木事務所及び市役所にご確認ください。

伊豆半島景観協議会

(下田市、東伊豆町、丹波町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、熱海市、伊東市、沼津市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、新井町、一井 観光センター、伊豆観光センター、伊豆観光センター、伊豆観光センター)



ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)
第4版

-静岡県の公共事業における景観形成の指針-

静岡県

県ホームページでも御覧いただけます。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-530b/fujinokuni-shishin.html>



ふじのくに色彩・デザイン指針のポイント

- 1 県が公共事業を施工する際の**景観形成の方針**を示す
- 2 設置頻度の高い主要構造物(ガードレール、橋梁等)に**色彩等の統一ルール**を定める

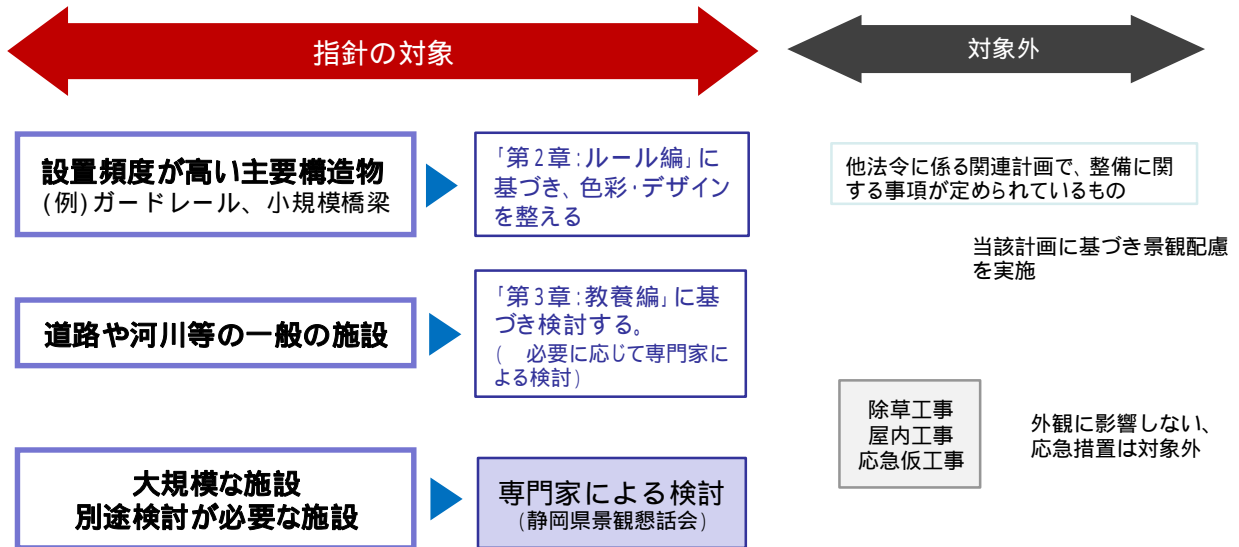


満点ではなく、及第点をとることを目指した方針

- 3 周辺環境に大きな影響を与える施設は、**専門家による検討**を実施

ふじのくに色彩・デザイン指針の適用範囲

基本的に、全ての事業が対象



< 有識者による景観検討（景観懇話会公共空間高質化専門部会） >

景観懇話会（公共空間高質化専門部会）による個別検討

平成24年6月にデザインや色彩の専門家で構成する**有識者会議**（会長：天野光一日本大学理工学部教授）を設置した。
 本会議では「ふじのくに色彩・デザイン指針」の充実を図るとともに、県が施行する公共事業のうち景観に与える影響が大きいものについてデザインや色彩の視点からの助言・指導を受けている。

氏名	所属・役職	専門分野(主な担当分野)
天野 光一	日本大学理工学部教授	景観デザイン、観光計画 (道路、まちづくり)
伊藤 光造	NPO法人くらしまち継承機構理事長	景観・都市計画、コミュニティデザイン (建築、まちづくり)
伊藤 登	(株)プランニングネットワーク代表取締役 (一社)パブリックデザインコンソーシアム副理事長	景観デザイン (道路、海岸)
岡田 智秀	日本大学理工学部教授	景観まちづくり (海岸、港湾)
加藤 幸枝	(有)クリマ取締役	環境色彩デザイン、色彩計画 (色彩)
佐々木 葉	早稲田大学創造理工学部教授	景観デザイン (道路、河川)
吉田 慎悟	(有)クリマ代表取締役	環境色彩計画 (色彩)

敬称略、五十音順

令和2年度（予定）

区分	路線・河川・施設名	箇所	検討事項
工事	焼津漁港	焼津市	胸壁の新設
設計	焼津漁港	焼津市	水門の新設
設計	(一)浜松御前崎自転車道線	掛川市	橋梁の改修
設計	(国)473号 地蔵峠3号橋	島田市	橋梁の新設
設計	磐田南高校	磐田市	学校の新設
設計	焼津水産高校	焼津市	学校の新設
設計	埋蔵文化センター	静岡市清水区	外壁の改修等
設計	(二)系川外 系川水門	熱海市	水門の新設
工事	(国)362号 富士城11号橋	川根本町	橋梁の新設
設計	沼津商業高校	清水町	学校の新設
設計	県立中央図書館	静岡市駿河区	図書館の新設

令和元年度

区分	路線・河川・施設名	箇所	検討事項
工事	(国)414号 鍋失高架橋	河津町	橋梁高欄の色彩
工事	(二)河津川 浜川樋門	河津町	樋門のデザインと色彩
工事	(一)潤井川 潤井川水管橋	富士市	水管橋の色彩
工事	(一)潤井川 潤井川第2水管橋	富士市	水管橋の色彩
設計	御前崎港管理事務所	御前崎市	建築物の色彩
工事	(二)太田川 太田川水管橋	袋井市	水管橋の色彩
工事	(二)小笠沢川 小笠沢川水管橋	袋井市	水管橋の色彩
工事	沼津港内港 浮棧橋	沼津市	浮棧橋の色彩
工事	(国)414号 大平高架橋	沼津市	上部工のデザインと色彩

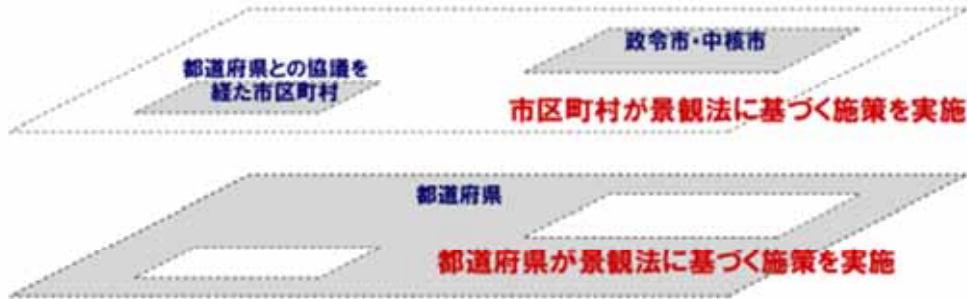
視点2 地域の魅力を高める景観の保全と創造 関連資料

< 景観行政団体及び景観計画の概要 >

景観計画を定めるためには、まず景観行政団体に

景観計画を定めるには、まず景観行政団体になる必要があります。
 景観行政団体とは、「景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体」をいいます。都道府県、政令市、中核市を除く市区町村が景観行政団体になるためには、都道府県との協議が必要です。

- ・都道府県
 - ・政令市
 - ・中核市
 - ・**都道府県との協議を経たその他市区町村**
- } 法定景観行政団体



07-01

景観計画区域の設定：基本的事項

景観計画の区域は、都市計画区域外も含み、目的に応じて柔軟に設定できます。行政区域全域を景観計画の区域とすることも、一部のみを区域とすることもできます。区域内を景観特性により区分したり、より詳細な景観形成を行う区域を定めるなどして、それぞれに景観形成基準を定めることもできます。ただし、区域は重複しないように定めなければなりません。



景観法の制度の多くは、景観計画区域内でのみ活用できます。

景観計画区域以外でも活用できる景観法の制度

- ・景観地区
- ・地区計画形態意匠制限
- ・景観整備機構

08-01

景観計画区域における勧告・変更命令

届出より30日以内は行為の着手が制限されます。
届出対象行為が、景観形成基準に適合しない場合は、勧告を行うことができます。
特定届出対象行為とされたものについては、景観形成基準のうち、形態意匠の制限に適合しない場合は、設計変更命令を行うことが可能となります。



10-05

景観形成基準:基本的事項

景観計画では、届出を必要とするとした行為に対して、行為の制限の基準(景観形成基準)を定める必要があります。
景観法では形態意匠の制限、高さの制限、壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度などのほか、届出対象行為ごとに良好な景観の形成のための制限を定めとしています。

【次に掲げる制限のうち必要なものを選択】

- ・ 建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠の制限
- ・ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
- ・ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
- ・ その他法第16条第1項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限



・形態又は色彩その他の意匠の制限



・高さの最高限度又は最低限度
・壁面の位置の制限

区域を区分し定めることも、行為の規模や類型ごとに異なる基準とすることも可能です

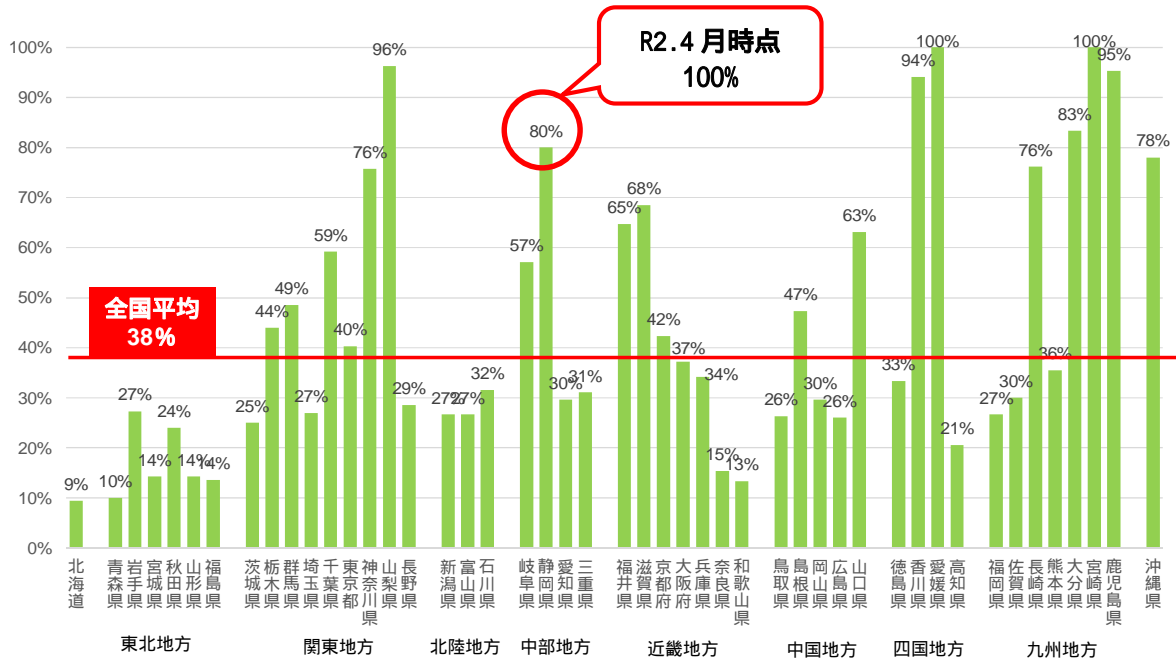
11-01

全国的にみても、静岡県は市町の景観行政団体への移行及び景観計画の策定が進んでおり、特に県内全ての市町が景観行政団体に移行した都道府県は、令和2年4月時点で7県のみ(静岡県は6番目)となっています。

(平成31年度国土交通省主管課長会議資料)

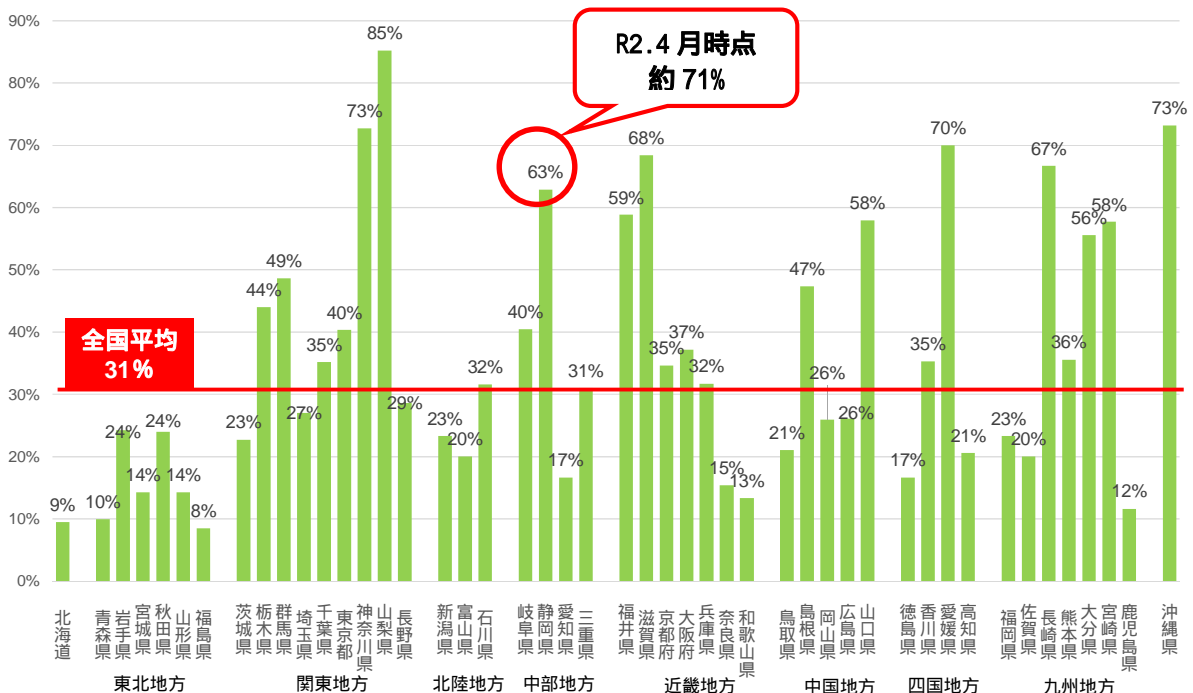
景観行政団体への移行状況(地整管区・都道府県別) (平成30年3月時点)

全国の市区町村のうち、**景観行政団体に移行しているのは概ね4割程度**。
都道府県内の**全ての市区町村が景観行政団体に移行しているのは2県**。



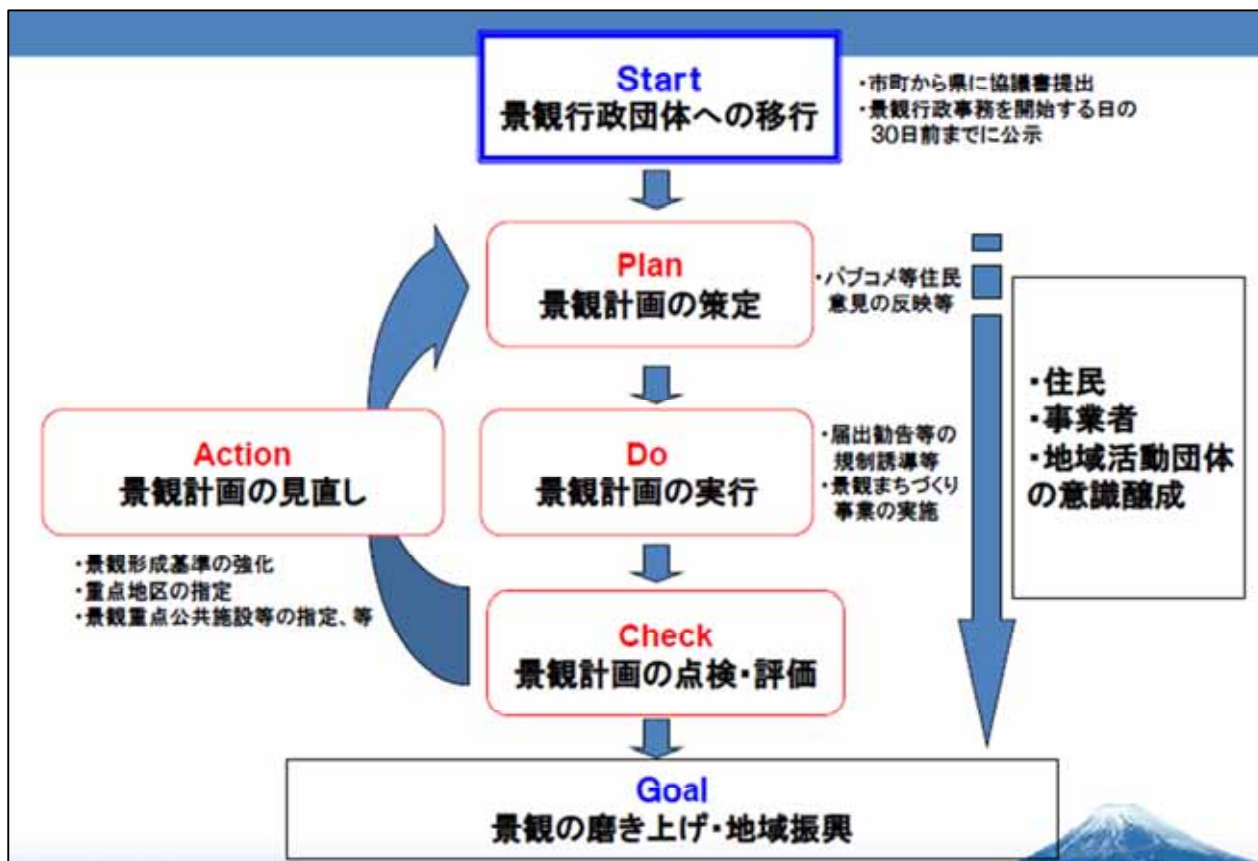
景観計画の策定状況(地整管区・都道府県別) (平成30年3月時点)

全国平均では概ね30%前後の市区町村で景観計画策定済み。
一方、都道府県間ではバラツキがあり、取組の進捗に地域差がある。

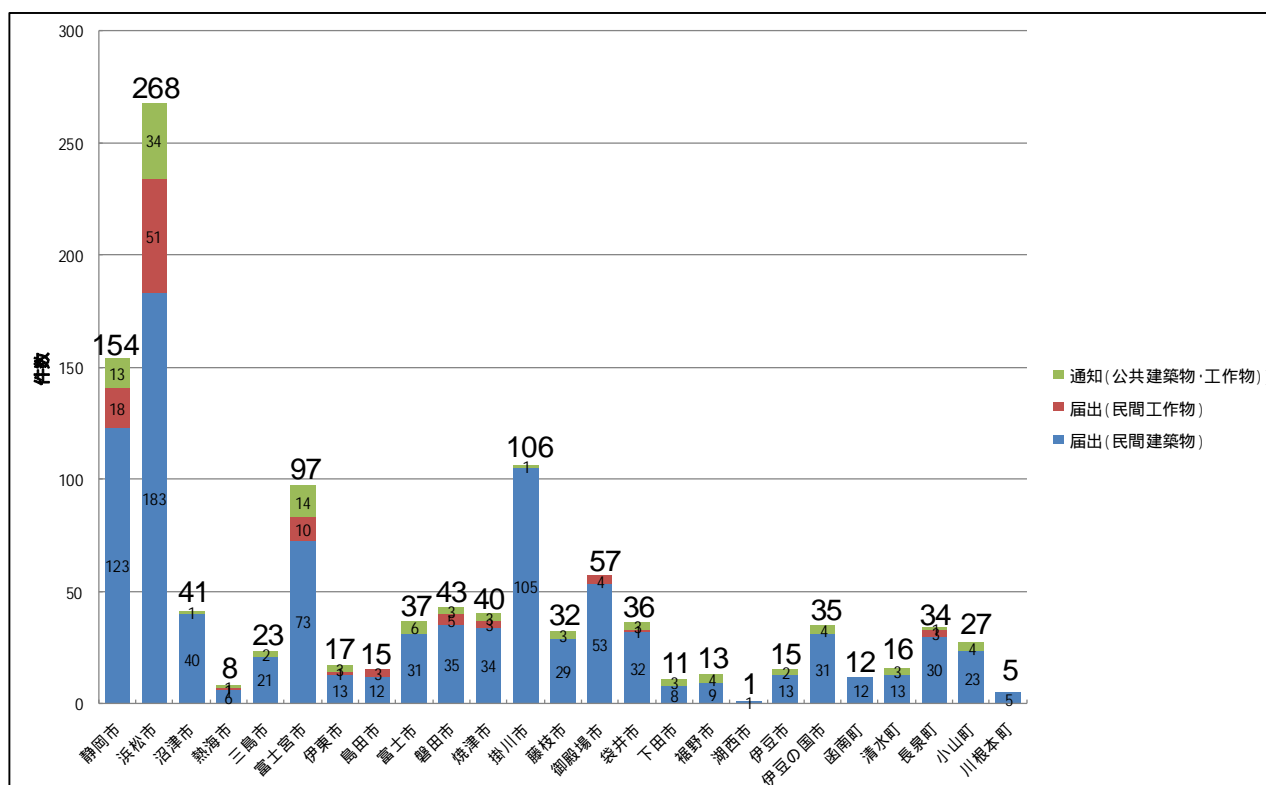


景観計画策定済みの都道府県
愛媛県及び宮崎県は、県内全ての市町村が景観行政団体に移行済み。

< 景観計画策定の流れ >



令和元年度における県内市町の景観計画に係る届出・通知数



< 市町景観計画における重点地区の状況 > (令和2年7月末時点)

市町	呼 称	地 区 名	施行年度
静岡市	重点地区	宇津ノ谷	H20
		日の出	H20
		駿府公園周辺	H22
		三保半島	H31
		御幸通り周辺	R2
		東静岡駅周辺	R2
沼津市	景観形成重点地区	沼津駅周辺	H22
		白隠のみち	H22
		沼津港周辺	H26
		原駅前	H27
		戸田港周辺	H27
熱海市	重要景観形成地区	東海岸町	H19
三島市	景観重点整備地区	源兵衛川「いずみ橋～広瀬橋」	H20
		白滝公園・桜川	H20
		大通り	H20
		芝町通り	H20
		蓮沼川 (宮さんの川)	H25
		赤橋周辺(御殿川・鎌倉古道)	H29
富士宮市	重点地区	中央・駅前	H20
		神田	H20
		浅間大社周辺	H28
島田市	重点地区	中央第三地区計画区域内	H25
		新東名島田金谷 IC 周辺	H25
御殿場市	景観整備重点地区	東山・二の岡	H26
		国道 138 号等沿道	H26
		国道 246 号沿道	H26
		御殿場駅周辺	H26
掛川市	景観形成重点地区	遠州横須賀街道沿道	H26
伊豆の国市	景観重点整備地区	葦山反射炉周辺	H26
湖西市	景観計画(本地区のみ)	新居関所周辺	H21
浜松市	景観計画重点地区	都田テクノポリス工業	H26
長泉町	景観形成重点地区	新東名長泉沼津 IC 周辺	H28
		県立静岡がんセンター周辺	H28
小山町	景観形成重点地区	富士山周辺	H28
伊豆市	重点地区	修善寺温泉・桂谷	H29
		湯ヶ島	R2
焼津市	景観まちづくり重点地区	浜通り周辺	R2
		花沢の里周辺	R2
計 15 市町		38 地区	

< 景観重要建造物の指定状況 > (4市 10箇所)

市町名	指定日	名 称	所在地
静岡市	H23. 9.30	大村家住宅	葵区平野
		矢澤煉瓦蔵	葵区七間町
		静岡銀行本店 (旧静岡三十五銀行本店)	葵区呉服町
		静岡市役所本館	葵区追手町
		清水港テルファー	清水区新港町
		静岡県本庁舎	葵区追手町
富士宮市	H27. 3.26	富士高砂酒造	富士宮市宝町
	R2.1.10	牧野酒造	富士宮市下条
御殿場市	H28 . 3.22	東山旧岸邸	御殿場市東山
袋井市	H29 .12.14	旧中村洋裁学院	袋井市袋井

全国の指定状況 (615 件) 【平成 31 年 3 月時点】

< 景観重要樹木の指定状況 (6市 10箇所) >

市町名	指定日	名 称	所在地
浜松市	H22. 2. 4	両島のスギ	天竜区両島
富士市	H23. 2. 9	富士岡地蔵尊のイチョウ	富士市富士岡
		旧東海道岩淵一里塚のエノキ	富士市依田橋
		旧東海道左富士のマツ	富士市岩淵
三島市	H23. 3.30	文教町イチョウ並木(117本)	三島市文教町
静岡市	H27. 2. 4	中藁科小学校のイチョウ	葵区大原
		石蔵院のお葉付イチョウ	駿河区安居
		但沼神社のクス	清水区但沼町
御殿場市	H28 . 3.22	東山旧岸邸の椿「太郎冠者」	御殿場市東山
袋井市	H28 . 4.1	法多山尊永寺の杉並木	袋井市豊沢

全国の指定状況 (261 件) 【平成 31 年 3 月時点】

< 景観協定の認可状況 (2市 2箇所) >

市町名	認可日	名 称	所在地
富士市	H21. 9. 25	富士山フロント工業団地景観協定	富士市大淵
三島市	H31. 2. 25	三島塚原優良田園住宅地桜郷里景観協定	三島市塚原新田

全国の指定状況 (110 件) 【平成 31 年 3 月時点】

< 観光地域の景観形成を推進する事業 >

観光地エリア景観計画 (景観ビジョンと具体的取組)

計画作成者: 市町



全体

- 歴史・文化資源の適切な維持管理
- 景観みどりの伝統行事の継承とPR
- 建築物などの景観要素のルール化
- 歩行空間の整備・緑化
- 歩行者に配慮した交通計画の検討
- 景観規制の検討
- 景観を阻害している違反屋外広告物の修正
- 屋外広告物のルール化の検討
- 景観を阻害している施設、空き地の対応の検討

周辺

- 周辺の景観と調和した歩道緑地の緑地の検討
- 風通しの確保、電柱の移設などの検討

景観形成の取組

- 景観形成の取組
- 景観形成の取組
- 景観形成の取組

区分	景観計画	観光地エリア景観計画
根拠法	景観法(H16施行)	非法定
実施義務	なし(任意)	なし(任意)
策定主体	景観行政団体となった市町	市町
対象エリア	景観計画区域 市町域全域を対象に 地域特性に応じて設定	任意の対象エリア 回遊性のある観光エリア 市町が重点的に景観形成を図るエリア
策定の意義	景観形成基準を設けて建築物や工作物の形態意匠等の規制誘導が可能	景観計画に基づき官民それぞれで取り組むべき具体施策を示す
手続き	・公聴会の開催 ・景観審議会の意見聴取 ・パブコメ、公告縦覧	・箇所の選定 ・地域景観ミーティングの開催 ・景観審議会等の意見聴取

「観光地エリア景観計画」は、**非法定の本県独自の取組**であり、「**市町の各エリアが目指すべき姿(景観ビジョン)**」や**具体的な取組を定めるもの**。

観光地エリア景観計画の策定フロー

項目	内容	手続き (市町 県)
(1) 箇所の選定	エリア計画策定箇所の選定	通知
(2) 地域景観ミーティング	各観光地等の景観ビジョンや具体施策について、有識者の助言を受けながら行政と地域住民で検討	開催通知
(3) エリア計画(案)の作成	地域景観ミーティングの意見、助言を踏まえて、計画(案)を作成	計画案の提出
(4) 市町の景観計画との整合	市町の景観審議会等の議を経る。	計画案の提出
(5) 計画の決定・公表	(1)～(4)を経て、市町が計画を策定し、公表する。	通知

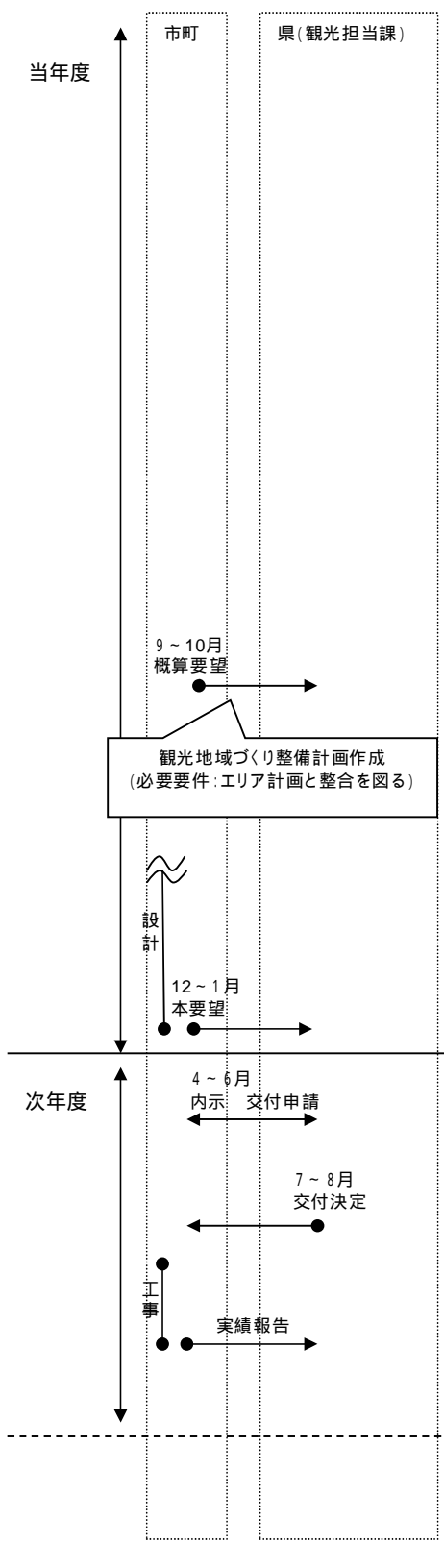


地域景観ミーティングの様子

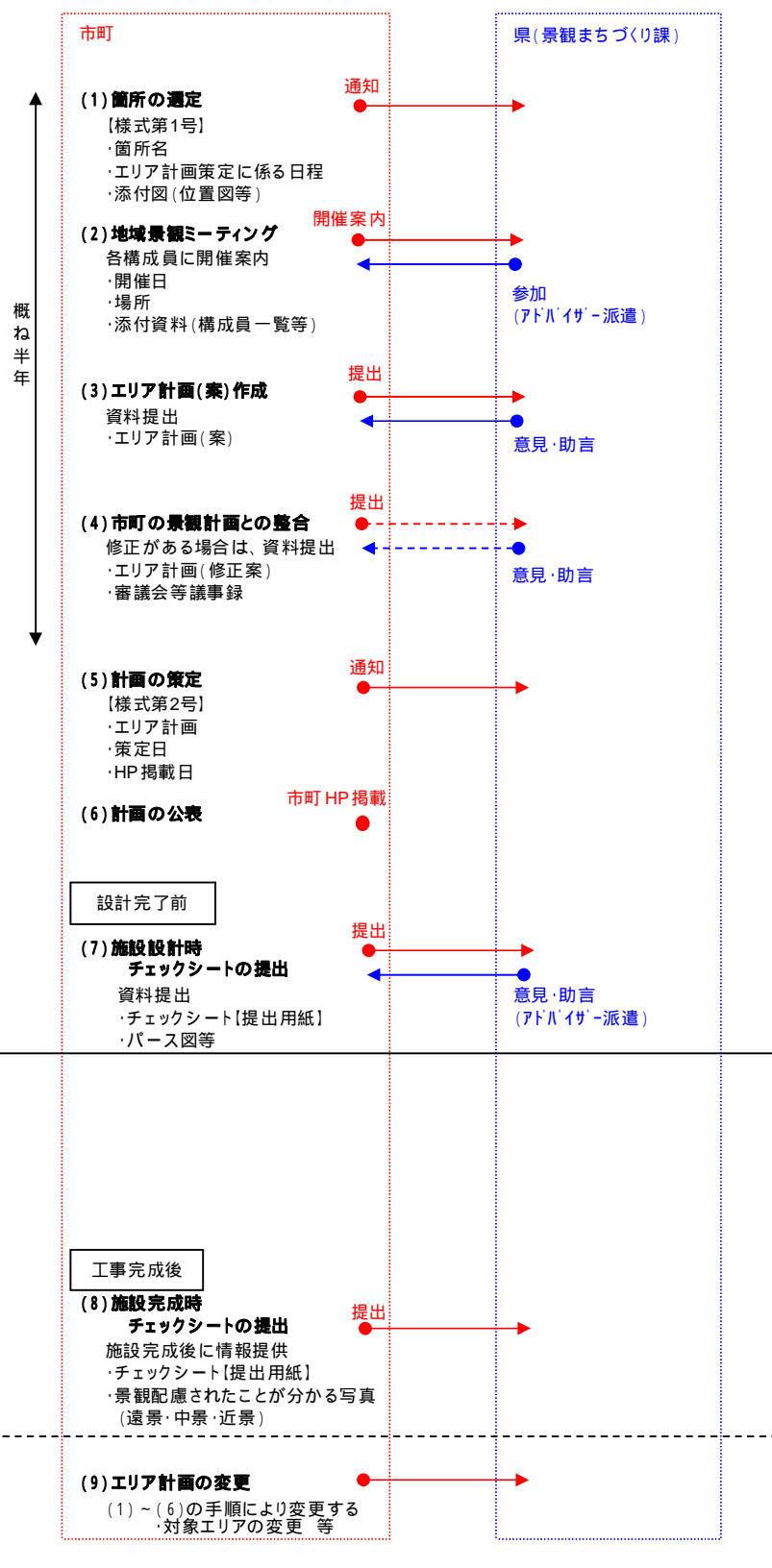


模造紙に付箋を貼り付けて意見と整理

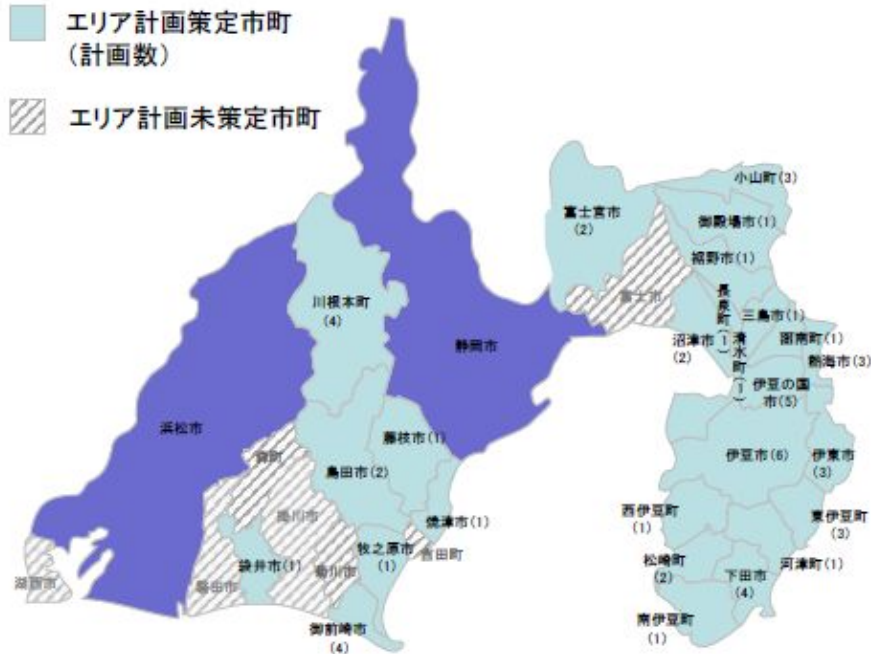
観光地域づくり整備事業費補助金制度



観光地エリア景観計画



エリア計画策定市町【政令市を除く】 (令和2年4月現在)

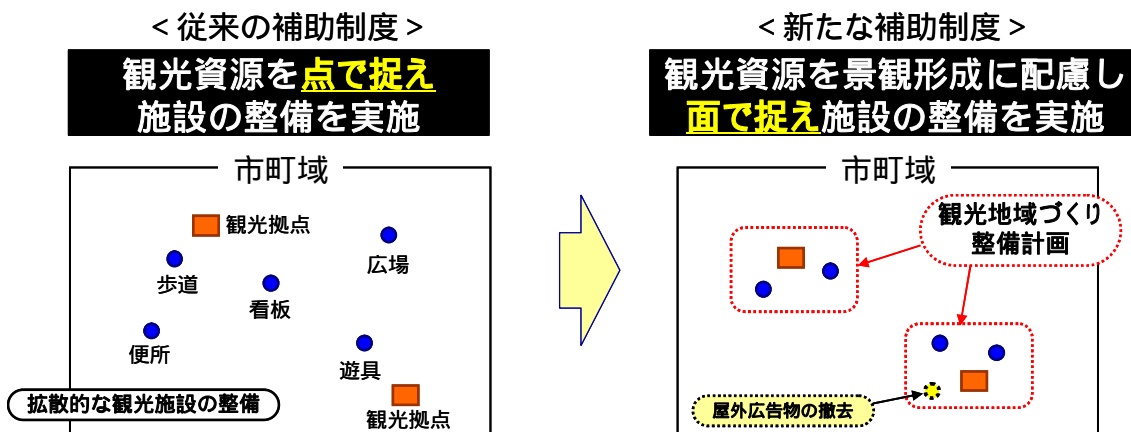


26市町 / 33市町 (53計画)

市町名	箇所名	完成年度			
		H28	H29	H30	R1
下田市	ペリーロード				
	蓮台寺温泉				
	吉佐美大浜周辺及び田牛				
	須崎漁港周辺				
南伊豆町	弓ヶ浜				
	人間千畳敷				
河津町	河津川沿いの河津桜並木				
	河津七滝地区				
松崎町	なまこ壁通り				
西伊豆町	大沢温泉				
	堂ヶ島				
東伊豆町	細野高原				
	稲取漁港周辺				
熱海市	熱川温泉				
	熱海サンビーチ・親水公園・熱海港				
伊東市	初島				
	糸川・初川				
沼津市	小室山公園				
	伊東温泉中心市街地エリア				
三島市	伊豆高原周辺自然回遊エリア				
	御浜岬				
裾野市	香貫山				
	箱根西麓三島野菜の畑景観				
御殿場市	一番町地区				
	中央公園				
伊豆市	東山・二の岡				
	修善寺温泉		変更		
	月ヶ瀬地区				
	湯ヶ島地区				
	大平地区				
	土肥地区				
八岳地区					

市町名	箇所名	完成年度				
		H28	H29	H30	R1	
伊豆の国市	葦山反射炉					
	温泉景観エリア					
	自然景観エリア					
	農業景観エリア					
	歴史景観エリア					
長泉町	鮎壺の滝と下土狩					
清水町	柿田川周辺エリア					
函南町	十国峠					
小山町	足柄地区					
	須走地区(富士山エリア)					
富士宮市	成美地区					
	北部地区(白糸・朝霧)					
島田市	中心市街地地区					
	蓬萊橋周辺地域					
藤枝市	大井川鐵道沿線(金谷・五和)地域					
焼津市	中山間地域(瀬戸谷・葉梨・朝比奈)					
牧之原市	浜通り周辺					
川根本町	海岸沿い周辺エリア(沿岸部)					
	寸又峡温泉地区					
	接阻峡温泉地区					
	千頭駅周辺地区					
袋井市	久野野・塩郷地区					
	遠州三山					
御前崎市	御前崎ロングビーチ・御前崎灯台周辺エリア					
合計		13	8	18	14	53

観光施設整備の補助制度の概要



【見直し後の制度スキーム】

- ・市町は「観光地エリア景観計画」と整合する「観光地域づくり整備計画」を策定
- ・県は「観光地域づくり整備計画」に位置付けられた施設整備に対して助成

区分	旧制度	新制度
名称	観光施設整備事業費補助金	観光地域づくり整備補助金
補助先	市町	市町
補助対象	「駐車場」、「公衆便所」など、限定列挙した観光施設整備	景観に配慮した施設整備の計画に基づく観光施設整備 観光地域づくり整備計画
対象経費	工事費のみ	工事費、詳細設計費、屋外広告物撤去費
期間	1事業あたり最長5年	1計画あたり3年

(1) 屋外広告物の撤去費

- ・民間が設置した屋外広告物の撤去を設置者又は管理者が行う撤去事業について、市町が補助する経費を対象としました。
- 景観改善に伴う観光地域の魅力向上の観点から、撤去が望ましい広告物を市町の自主的な取組によって解消するため、屋外広告物条例に基づく屋外広告物の適正化が期待されます。

(2) 詳細設計費

- ・詳細設計に係る費用を補助対象に追加し、設計に当たっては景観形成推進アドバイザーの視点を取り入れることとしました。
- 設計段階から景観等の専門的知識を有するアドバイザーの視点を取り入れることで、周囲の景観と調和した施設整備が推進されることが期待されます。

令和元年度の「観光地域づくり整備事業費補助金」事業箇所一覧

単位：千円

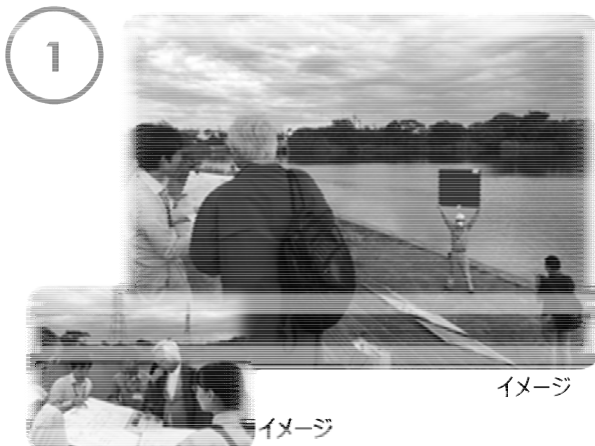
番号	計画名(期間)/事業名	事業箇所	事業主体	確定	
				事業費	補助額
1	蓮台寺温泉地区整備計画 (H30～R2)	蓮台寺温泉地区整備計画 計		1,112	500
	湯の華小径案内板改修事業	下田市蓮台寺	下田市	1,112	500
2	稲取漁港・温泉整備計画 (H30～R2)	稲取漁港・温泉整備計画 計		9,482	4,100
	稲取漁港修景広場整備事業	東伊豆町稲取	東伊豆町	9,482	4,100
3	大沢温泉エリア整備計画 (H30～R2)	大沢温泉エリア整備計画 計		55,543	15,800
	旧依田邸温泉施設整備事業	松崎町大沢	松崎町	55,543	15,800
4	伊東温泉中心市街地親水エリア整備計画 (H30～R2)	伊東温泉中心市街地親水 エリア整備計画 計		88,589	27,800
	JR伊東駅前観光トイレ整備事業	伊東市湯川	伊東市	49,199	16,390
	JR伊東駅内観光案内所整備事業	伊東市湯川	伊東市	5,126	1,700
	松川遊歩道整備事業	伊東市渚町	伊東市	9,833	3,270
	観光地誘導看板更新事業	伊東市湯川他	伊東市	4,914	1,630
	マリントウン浮棧橋整備事業	伊東市湯川	伊東市	19,517	4,810
5	小室山公園整備計画 (H30～R2)	小室山公園整備計画 計		15,999	3,300
	小室山公園テニスコート整備事業	伊東市川奈	伊東市	15,999	3,300
6	伊豆高原自然回遊エリア整備計画 (H30～R2)	伊豆高原自然回遊エリア 整備計画 計		74,761	31,400
	観光トイレユニバーサルデザイン整備事業	伊東市八幡野	伊東市	31,706	10,500
	一碧湖遊歩道整備事業	伊東市吉田	伊東市	39,604	19,200
	ジオサイト誘導看板整備事業	伊東市富戸	伊東市	3,451	1,700
7	修善寺温泉地区整備計画 (H30～R2)	修善寺温泉地区整備計画 計		10,244	5,000
	観光施設夜間照明灯整備事業	伊豆市修善寺	伊豆市	10,244	5,000
8	湯ヶ島地区整備計画 (H30～R2)	湯ヶ島地区整備計画 計		40,109	18,200
	浄蓮の滝園地整備事業	伊豆市湯ヶ島	伊豆市	33,528	16,700
	観光案内看板改修事業	伊豆市湯ヶ島	伊豆市	6,581	1,500
9	月ヶ瀬地区整備計画 (H30～R2)	月ヶ瀬地区整備計画 計		344,415	108,500
	「天城湯ヶ島IC」(仮称)道の駅整備事業	伊豆市月ヶ瀬	伊豆市	344,415	108,500

番号	計画名(期間)/事業名	事業箇所	事業主体	確定	
				事業費	補助額
10	柿田川周辺地区整備計画 (R1～R3)	柿田川周辺地区整備計画 計		9,724	1,700
	丸池公園周回橋整備事業	清水町玉川	清水町	9,724	1,700
11	足柄地区整備計画 (R1～R3)	足柄地区整備計画 計		252,199	67,200
	足柄駅交流センター(仮称)整備事業	小山町竹之下	小山町	176,000	46,800
	足柄駅駅前広場整備事業	小山町竹之下	小山町	29,999	5,000
	誓いの丘公園整備事業	小山町竹之下	小山町	46,200	15,400
12	小山地区整備計画 (R1～R3)	小山地区整備計画 計		43,828	13,900
	駿河小山駅前修景及び町の駅改修事業	小山町小山	小山町	43,828	13,900
13	富士宮市北部地区観光地域づくり整備計画 (H30～R2)	北部地区整備計画 計		32,397	14,900
	白糸ノ滝周辺地域整備事業	白糸ノ滝周辺	富士宮市	32,397	14,900
14	沿岸部整備計画 (R1～R3)	沿岸部整備計画 計		78,535	38,500
	静波海岸トイレ新設事業	静波地区	牧之原市	78,535	38,500
15	御前埼灯台周辺整備計画 (H30～R2)	御前埼灯台周辺整備計画 計		71,214	34,000
	灯台敷地整備事業	御前崎市御前崎地区上岬区	御前崎市	71,214	34,000
16	寸又峡温泉周辺観光地域づくり整備計画 (H30～R2)	寸又峡温泉周辺観光地域づくり整備計画 計		35,137	17,500
	寸又峡遊歩道落石防止工整備事業	川根本町千頭	川根本町	28,031	14,000
	温泉街休憩所整備事業	川根本町千頭	川根本町	4,015	2,000
	寸又峡遊歩道舗装排水整備事業	川根本町千頭	川根本町	3,091	1,500
17	千頭周辺観光地域づくり整備計画 (R1～R3)	千頭周辺観光地域づくり整備計画 計		2,849	1,000
	智者の丘公園整備事業	川根本町千頭	川根本町	1,089	500
	周辺観光施設整備事業	川根本町奥泉	川根本町	1,760	500
18	塩郷の吊橋周辺整備計画 (R1～R3)	塩郷の吊橋周辺観光地域づくり整備計画 計		2,417	1,200
	展望所整備事業	川根本町久野脇	川根本町	2,417	1,200
19	遠州三山整備計画 (H30～R2)	遠州三山整備計画 計		3,466	1,100
	観光施設トイレ整備事業	袋井市愛野地内	袋井市	2,268	756
	観光施設誘導標識整備事業	袋井市愛野地内	袋井市	938	312
	観光案内看板整備事業	袋井市愛野地内	袋井市	260	32
合計	観光地域づくり整備事業(観光施設) 計(12市町19計画)			1,172,020	405,600

基本編 静岡県景観形成推進アドバイザー制度の概要

市町の皆様が進めるまちづくり（公共施設の設計・施工や景観計画の策定等）を、景観形成の視点から支援するため、皆様からの申込に応じて、景観、まちづくり等の専門家をアドバイザーとして派遣します。

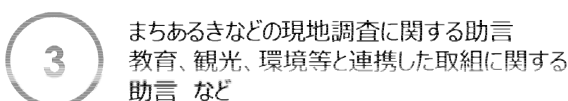
申込ができる方	静岡県内の市町（指定都市は除く） 景観形成活動団体が、自らが行う景観形成に寄与する活動について、活動所在地の市町（指定都市は除く）に対し、アドバイザーの派遣を提案することもできます。
費用等	派遣に要する費用のうち、旅費、報償費を県が負担します。 現地での会場の手配、備品の用意（配布資料、パソコン、プロジェクター等）、最寄駅からの講師の送迎等は申込者にて対応してください。
対象事業 ()内は県が負担する報償費	市町または景観形成活動団体が実施する次のもの (1) 公共施設等の色彩・デザイン等の検討（35,300円/日） (2) 景観に関連する計画の検討（5,250円/時間） (3) 景観形成の啓発に係る講演（30,000（25,000）円/時間） (4) その他良好な景観形成に資する取組（2）と同じ）
アドバイザー	名簿に登録されている景観、まちづくり、観光、教育等の専門家38名（5頁参照）
申込方法	申込者が名簿の中から選択し、県に申請（3頁参照）



1 イメージ
道路や河川、建築物等の色彩・デザインに関する助言
公共の看板、標識に関する助言 など



2 イメージ
景観計画の策定に関する助言
観光地エリア景観計画の策定に関する助言 など



3 イメージ
まちあるきなどの現地調査に関する助言
教育、観光、環境等と連携した取組に関する助言 など



4 イメージ
市民、事業者向けの講演会の講師
公共事業担当職員向けの勉強会の講師 など

< 景観まちづくり学習の概要 >

静岡県 御殿場市立原里小学校	実施学年： 6年 児童数： 93人（3学級） 実施教科等： 総合的な学習の時間・国語 実施時間数： 34時間
実施／参照プログラム	No.10 校歌の風景を見つめてみよう

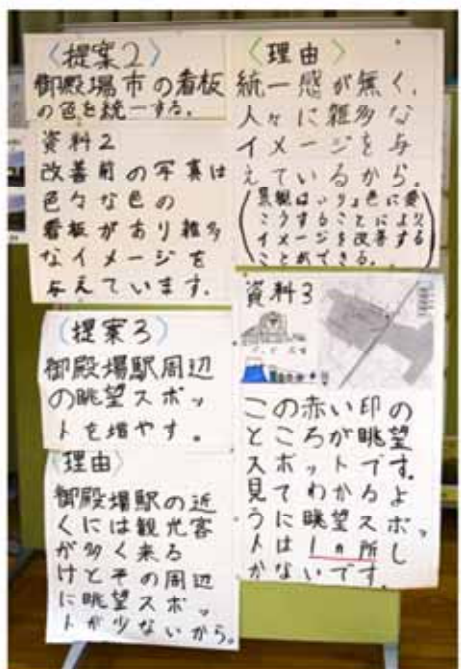


●学習のねらい・学習活動・準備品・実施場所

学習のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ● 校歌に描かれている情景を知ることを通して、地域のよい景観を発見し、地域への愛着心を育て、まちの環境を大切にしようとする態度を育む。 ● 校歌に描かれている情景の場所を調べ、地域の特色を考える。 ● 自分の考えをまとめ、自分なりの表現方法で、友達や身近な人に伝える方法を学ぶ。 ● 世界に誇る景観について学習し、後世に伝える意欲や態度を身に付けることができる。
学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 御殿場市の景観計画や富士山の歴史や現状について専門家から話を聞き、「景観形成」の視点から、富士山について調べる事柄を考える。 ● 富士山を散策し、事前に作った課題を目で確かめたり、新たな課題を設定したりする。 ● 今までの学習を生かして課題を設定し、課題が近い者同士で作ったグループで、景観学習のまとめを行う。（パネルディスカッションの準備） ● 自分達ができることについてパネルディスカッションで提案する（学習発表会）。発表会の後、1年間の学習活動を振り返る。
準備品	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタルカメラ ● コンピュータ、プリンタ ● 富士山学習のしおり ● 登山の服装（軽装備） ● 御殿場市景観計画、市観光資料等 ● 調べたことを記入するワークシート ● 調べたことをまとめる画用紙、模造紙、パネル ● 筆記用具 ● 体験をまとめるワークシート ● 画紙、養生テープ ● 放送器具
実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 教室、多目的ホール、パソコン室、体育館 ● 原里地区 ● 富士山

●児童の作品

◎グループごとにパネルに資料をまとめ、写真やグラフを組み合わせて説明の補助とした。



●先生の声

<p>【実施にあたり工夫した点・苦労した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今行っている教育活動の中で「景観まちづくり学習」を行い、郷土を見つめる子どもを育成していった。 ● 教師が、景観まちづくりの学習について柔軟性のある理解をし、地域の内外にあることを結びつけて学習に生かすようにした。 	<p>【児童の反応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当たり前にある富士山を含めた市の景観を保つにはどうすれば良いかとの視点が生まれた。 ● まちづくりへの関わりを考える契機になった。
	<p>【教師の変化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちが景観まちづくりの視点を持って学習に取り組むにはどうすれば良いか、どうしたら日々の生活における実践意欲を高められるのか考えることができた。

静岡県 掛川市立第一小学校	実施学年： 6年 児童数： 113人（4学級） 実施教科等： 総合的な学習の時間・国語 実施時間数： 13時間
実施／参照プログラム	No.11 地域景観プランナーになろう



●学習のねらい・学習活動・準備品・実施場所

学習のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ● 進んで取材活動を行ったり、おすすめ散策コースに掲載する場所を吟味したりして、意欲的に掛川駅北地域の魅力を紹介するようにする。 ● 掛川駅北地域の魅力とは何かを様々な視点から考え、おすすめ散策コースに掲載する場所を選択することができる。また、見つけた魅力について、人によって見方や考え方に違いがあることに気付く。 ● 景観の維持、または改善したり、まちの発展のために工夫や努力を重ねたりする人がいることに気付く。
学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 掛川駅北地域のおすすめ散策コースをつくることを伝え、取材したい場所の見当をつけ、実際に街に出て取材をする。 ● 取材を振り返り、おすすめ散策コースに掲載する場所を選択する。 ● 景観形成に参画している方（掛川市都市政策課）に話を聞く。 ● 「景観」という視点を基に再度取材をする。 ● 1回目と2回目の取材を比べ、コースに掲載する場所を選択する。 ● おすすめ散策コースを作成する。完成した後、相互に見せ合い意見交換をする。
準備品	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタルカメラ（各グループ1台）※本実践ではタブレットPCを利用した。 ● ワークシート ● コンピュータ ● プリンタ ● バインダ ● 筆記用具
実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 教室 ● 学区内（掛川駅北地域）

●児童の作品

◎児童一人ひとりがおすすめ散策コースを作成した。



●先生の声

<p>【実施にあたり工夫した点・苦労した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●取材活動では、児童が取材したい場所をあらかじめ調査しておき、事前に連絡をした。 ●取材活動では、グループごとにタブレットPCを渡すことで自由に写真を撮影した。また、あとで撮影した写真を簡単に見ることができたので効率よく取材活動を振り返ることができた。 ●写真を選択する場面では、思考ツール（ベン図）を基にした作業シートを利用した。また、自由に書き込みができるようにラミネート加工をした。 ●作成したおすすめ散策コースは、修学旅行時に東京で配布することとした。 	<p>【児童の反応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●今まで何度も見ていた街並みを景観という新たな視点で見ること、「城下町風の街並みに統一されている」「季節の花と古い街並みが一緒に楽しめる」など今まで気付かなかった新しい魅力に気付いていた。 ●今ある駅北地域の景観を維持することに努力している人々がいることに気付いた。 <p>【教師の変化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教師自身も景観という視点をもって駅北地域を見ることで、新しい魅力に気付いた。修学旅行で配布したパンフレットに対して、手紙やメールで反応をいただき、嬉しく感じた。
---	--

< 静岡県景観賞の概要 >



第12回 静岡県景観賞

令和元年度受賞地区



主催 美しいしずおか景観推進協議会

募集の概要

募集対象

人が守り、育て、創ることによって優れた景観の形成が行われているもので、次の①、②のいずれにも該当するもの。

①地区又は施設（次のいずれか）

- (1) 都市景観、歴史文化景観、河川景観に調和した建造物や屋外広告物等で良好な景観を形成している地区
- (2) 田園・高山農村環境の保全・創成に配慮し、又はこれを積極的に活かした景観が形成されている地区

②活動

任意団体、特定非営利活動法人、企業、学校、自治体等が主体となって良好な景観の形成、又は自然景観の保全に寄与している活動

応募方法

応募は自然景観を問いません。応募用紙に必要事項を記入し、選定や選定、選定と周辺景観との関係、景観形成活動の状況などが分かる写真（概ね3年以内に撮影したもの）を添えて提出してください。

表彰対象

最優秀賞1件、優秀賞2件以内



審査の経過

応募件数

- (1) 募集期間 令和元年5月31日から7月25日まで
- (2) 応募件数 20件

審査日程

- (1) 書類審査（8月22日）7地区を現地審査対象地区として選出
- (2) 現地審査（9月18、19日）4地区を最終審査対象として選出
- (3) 最終審査（11月28日）最優秀賞1地区、優秀賞2地区、奨励賞1地区を決定

審査委員

- | | | |
|------|-------|--------------------------------------|
| 委員 | 川口 宗城 | 静岡文化芸術大学名誉教授 |
| 特別委員 | 金田 享子 | アトリエ豊（株）代表取締役 / (公社) 日本サインデザイン協会常任理事 |
| | 齋藤 剛 | 東京工業大学環境・社会理工学専攻教授 |
| | 西森 謙雄 | 工学院大学建築学部建築デザイン学科教授 |
| 一般委員 | 中村 伸夫 | 一般社団法人静岡県建築士事務所協会会長 |
| | 金子 弘一 | 公益社団法人静岡県建築士会副会長 |
| | 内山 晴芳 | 一般社団法人日本造園建設業協会静岡県支部支部長 |
| | 佐藤 邦武 | 一般社団法人静岡県建設業協会協議員 |
| | 志村 弘一 | 公益社団法人静岡県造園緑化協会専務理事兼事務局長 |
| | 西島 謙 | 公益社団法人静岡県山岳協会専務理事 |
| | 松尾 憲宏 | 公益社団法人静岡県地外広域協会会長 |
| | 前村 敏美 | 静岡県土地改良事業団体連合会理事 |
| | 梶美 敏之 | 静岡県道路利用者会議事務局長 |
| | 大塚 達由 | 静岡県土地開発整理組合連合会幹事 |
| | 太田 博文 | 静岡県河川協会常任理事 |
| | 小澤 伸行 | 静岡県交通振興部理事 |

※敬称略 特別委員は委員名を略す五十音順

これまでの静岡県景観賞最優秀賞受賞地区

第11回
2018

地域で継承！八岳地区の「わさびの郷」づくり
(伊豆市)

第10回
2017

ガーデンシティみしまのシンボルロード
「花祭り」と「袖看板」 (三島市)

第9回
2016

豊岡中央交流センター (豊田市)

第8回
2015

静岡県草薙総合運動体育館
「このはなアリーナ」 (静岡市駿河区)

第7回
2014

大社の杜 みしま (三島市)

第6回
2013

世界遺産富士山を望む風景美術館
「日本平ホテル」 (静岡市清水区)

第5回
2012



新東名とみかんの里「原・新丹谷
（はら・あらたにや）」（静岡市清水区）

第3回
2010



天浜線のある風景（文化資源を際立たせる
自然・産業景観）（掛川市～湖西市）

第1回
2008



おさびとお茶の里「有東木」 （静岡市葵区）

第4回
2011



三島市景観重要樹木
「文教町イチョウ並木」 （三島市）

第2回
2009



森の中の環境共生型まちづくり
「矢崎総業Y-TOWN御殿場」 （御殿場市）



静岡県景観賞Instagram